

第1回佐呂間町議会定例会 第1号

令和2年3月4日（水曜日）

○議事日程

議長諸般の報告

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 令和2年度町政執行方針
- 4 令和2年度佐呂間町教育行政推進方針
- 5 町長行政報告
- 6 一般質問
- 7 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度佐呂間町一般会計補正予算（第4号）)
- 8 議案第22号 令和元年度佐呂間町一般会計補正予算（第5号）

○出席議員（9名）

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 山内一弘君 | 2番 高橋紀久君 |
| 3番 船木司君 | 4番 土田剛君 |
| 6番 加賀屋修君 | 7番 佐藤昭男君 |
| 8番 但木早苗君 | 9番 三田真美君 |
| 10番 吉野正剛君 | |

○欠席議員（1名）

- 5番 小松正義君

○出席説明員

- | | |
|----------|--------|
| 町長 | 川根章夫君 |
| 副町長 | 斉藤裕美君 |
| 会計管理者 | 安藤雅之君 |
| 総務課長 | 深尾毅君 |
| 総務課長補佐 | 渡部りよ子君 |
| 企画財政課長 | 玉井伸一君 |
| 企画財政課長補佐 | 兼平茂雄君 |
| 町民課長 | 中村直樹君 |
| 保健福祉課長 | 武田温友君 |

保健福祉課参事	齋	藤		博	君
農務課長	安	藤	誠	司	君
経済課長	菊	地	秀	喜	君
経済課参事	林		洋	樹	君
建設課長	桑	島	孝	之	君
建設課参事	鶴	田	俊	洋	君
愛の園園長	片	岡	満	之	君
保育所長	大	谷	昭	文	君
教育長	仲	川	倫	則	君
管理課長兼					
学校給食	谷	口	義	春	君
センター所長					
管理課長補佐	永	野		正	君
社会教育課長兼					
武道館・温水	久	米	修	一	君
プール館長兼					
図書館長					
農委事務局長	安	藤	誠	司	君
代表監査委員	川	又	則	之	君

○出席事務局職員

事務局長	鈴	木	英	樹	君
庶務係長	飯	田	篤	史	君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（吉野正剛君） ただいまの出席議員は9名であります。
定足数に達しておりますので、令和2年第1回佐呂間町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（吉野正剛君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- 議長（吉野正剛君） この際、諸般の報告を行います。
事務局長。
- 議会事務局長（鈴木英樹君） 諸般の報告をいたします。
本日の欠席及び遅参届出等の議員は、5番、小松議員より欠席する旨の届出がありました。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
本定例会に提出された議件は、理事者よりの提出案件、議案28件、同意2件、諮問2件、承認1件です。
本定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者、別紙お手元に配付のとおりです。
12月10日、1月14日、2月10日に実施しました例月出納検査の結果について監査委員より報告がありました。お手元の議案につづり込みのとおりです。
前議会以降における閉会中の議会の動向につきましては、別紙お手元に配付のとおりです。
以上です。
- 議長（吉野正剛君） 次に、3月2日、令和2年第1回遠軽地区広域組合議会定例会が開催されました。その報告があります。
9番。
- 9番（三田真美君） 令和2年第1回遠軽地区広域組合定例会が2日に開催され、私が出席しておりますので、報告をいたします。
まず、管理者から各種事業の執行状況の報告があり、し尿及び浄化槽汚泥の総収集量は、前年比3.63%減の9,351キロリットルとなっています。また、リサイクル事業処理量は前年比28トン減の711トンで、アルミ缶、スチール缶、発泡スチロールの売払いは前年比101万円減の961万9,000円とのことです。ごみ焼却施設は平成30年1月より稼働しておりますが、処理量は増加傾向にあり、年間処理予定量を279トン上回る8,230トンを処理しております。
次に、火災発生件数は、建物火災が2件減の14件、林野火災1件、車両火災5件、その他火災9件の計29件で、前年より3件の増加となっております。焼損面積については1、

340平方メートル、林野90アール、前年比2,331平方メートルの減、損害額は1億3,299万円、前年比3,578万6,000円の増で、これは湧別町での牛舎火災の損害額が大きかったことによります。また、死傷者数は、死者2名、負傷者5名となっております。なお、佐呂間町の発生件数は、建物火災で全焼2件、部分焼2件、その他火災1件の合計5件であります。

次に、救急出場状況ですが、総件数は前年より30件増の1,683件、搬送人員は前年より33人増の1,586人で、北見市や旭川市等の病院への患者搬送も多くありました。佐呂間町の出場件数は215件で、201人の搬送となっております。また、道北ドクターヘリの出場要請が16件あり、5人が旭川市、北見市に搬送されております。救助出動件数は26件で、救助人員は10人であり、出動種別は交通事故19件、水難事故2件、機械事故2件、その他3件であります。

消防施設費の執行状況は、昨年11月に白滝出張所に高規格救急自動車が、2月に湧別分団登栄床に多機能型の小型動力ポンプ積載車が納車されました。

次に、提案された議案は、条例5件、予算2件であります。審議内容として、議案第1号遠軽地区広域組合監査委員条例の一部改正については、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴うものであります。

議案第2号 遠軽地区広域組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴うものであります。

議案第3号 遠軽地区広域組合会計年度任用職員の給料及び費用弁償に関する条例の一部改正については、遠軽地区広域組合職員給与条例の改正を伴う条文改正であります。

議案第4号 遠軽地区広域組合し尿処理条例の一部改正については、人口減少や燃料費等の高騰などの社会情勢に即したし尿収集手数料とするための条例改正であります。

議案第5号 遠軽地区広域組合一般廃棄物処理施設に関する生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正については、広域組合が設置する一般廃棄物処理場分の生活環境調査に関する事項を追加するための条例改正であります。

議案第6号は、令和元年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第2号）であります。事業執行の精査により不用額を減額するもので、歳入歳出それぞれ5,348万1,000円を減額し、予算の総額を21億2,547万9,000円とするものであります。

議案第7号 令和2年度遠軽地区広域組合一般会計予算でありまして、歳入歳出総額を前年度比1億9,025万9,000円減の19億6,146万9,000円とするものであります。歳入の主なものとして、分担金及び負担金で18億2,530万5,000円、使用料及び手数料で1億792万円、国庫支出金で1,560万円などが計上されております。歳出の主なものとしては、総務費で552万4,000円、清掃総務費は焼却施設の人件費などに1,867万4,000円、し尿処理費として維持費に1億8,628万7,000円、同じく修繕費に4,227万3,000円、塵芥処理費で3億1,772万9,000円、塵芥処理施設費は5,190万3,000円、リサイクルセンター等運営費は2,

600万5,000円が計上されています。常備消防費については職員に係る経費等で前年度比605万9,000円増の10億5,491万4,000円の計上、また非常備消防費については消防団員に係る経費ですが、前年度比223万4,000円増の1億1,492万5,000円の計上となっております。消防施設費は白滝出張所の風除室窓改修工事、芭露分団詰所屋上防水工事を、備品購入費として安国分団、小型動力積載車、中湧別分団、消防ポンプ自動車CD-1型、社名淵分団、小型動力積載ポンプ車、佐呂間第1分団、小型動力ポンプ積載車、消防署一般公用車などが計上され、消防費全体では前年度比1,409万6,000円増の12億6,916万5,000円の計上となっております。

以上、提案された議案は原案可決し、同日閉会をいたしました。

詳しい内容は、議会図書室に書類を置いてありますので、各自でお目通しください。

以上で報告を終わります。

○議長（吉野正剛君） これで諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉野正剛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、加賀屋議員、7番、佐藤議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（吉野正剛君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月12日までの9日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月12日までの9日間に決定をいたしました。

◎日程第3 令和2年度町政執行方針

○議長（吉野正剛君） 日程第3、町長から令和2年度町政執行方針の説明の申出がありました。

これを許します。

町長。

○町長（川根章夫君） それでは、令和2年度町政執行方針を説明させていただきます。

1. はじめに

令和2年第1回町議会定例会の開会に当たり、町政執行の所信と新年度における各会計予算の概要を申し上げ、議員各位並びに町民各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が町民の皆様から町長として職務を委ねられた期間は本年9月11日までであり、こ

ここに令和2年度における予算の全般について提案させていただくことは、適切ではないと思われませんが、予算の85%を占める経常経費につきましては年度当初から1年分を計上しなければならないこと、さらに本年度計画されております事業は中期財政推計でも示したように、そのほとんどが継続事業であることから、本定例会に令和2年度全般にわたる予算案を提出させていただくことをご理解願いたいと思います。

さて、この4年間を振り返りますと、平成28年北海道豪雨災害や平成30年北海道胆振東部地震など50年、100年に1度という大規模な自然災害が頻発しており、被災された方々に一日も早い復興をお祈り申し上げます。本町におきましては、北海道胆振東部地震に伴い町内全域が2日間、ブラックアウトとなり、非常食や飲料水の提供を行いました。また、酪農や水産加工業、商業などの営業活動で業務の一部停止や家庭生活に多くの不便が発生いたしました。本町では平成18年佐呂間町竜巻災害以降は、人命に関わる大きな自然災害の発生がない地域であります。あらゆる災害を想定し、防災ハザードマップを発行するとともに災害対策用品を備蓄してございます。

次に、国内経済においては第2次安倍内閣が掲げた経済対策アベノミクスの取組によって名目GDPは過去最高水準に達しておりますが、地方においてははまだ実感できる状況になく、また新型肺炎の拡大による世界経済への影響も懸念され、本町においては極めて厳しい自治体運営と財政状況にあっても、私は町民の皆さんが安全安心に住み生活することができ「これからもずっと住み続けたいと思うまちづくり」を実現するため、第4期佐呂間町総合計画の後期計画と佐呂間町地域創生総合戦略が求める、町政を進めてまいりました。

私が町長に就任いたしました平成20年9月末の人口は6,256人、世帯数は2,646戸でありましたが、本年1月末の人口は5,102人、世帯数は2,492戸で、高齢者比率は31%から39%となり、当時の社会的要因に基づく過疎化と少子高齢化に加え、日本全体が自然増減に伴う人口減少時代へと変化してまいりました。

私は、この12年間、主な事業として、農業では道営整備事業や産地パワーアップ事業、多面的機能事業を活用した基盤整備、畜産農家へのTMR事業、また、漁業関係では漁港修築事業や産地水産業強化支援事業による排水処理施設の整備、商工業関係ではプレミアム付商品券やトヨタタイヤ購入費助成、商工業活性化事業補助金など積極的に取り組んでまいりました。

教育・福祉面では再編後の小中学校に対して、特別支援員の配置や町採用職員を配置した少人数学級を実現し、また、平成22年10月から町内を一円するスクールバスに無料で乗車を可能としたふれあいバスの運行、平成25年には放課後の障がい児対策として日常生活の基本的動作の指導や知識技能を訓練する通所支援施設を開設、また、本町の医療環境を大きく変革し、将来的な生活に安心を与える町立診療所クリニックさろまを平成26年4月に開設しました。さらに、平成29、30年にはひとり暮らし高齢者に対し安全安心を確保する高齢者福祉住宅安心ハウス2棟8戸を新築するなど、子ども・子育て支援対策や高齢者福祉に力を注いでまいりました。

いずれの事業にいたしましても、議会はもとより地域住民の皆さんのご支援とご協力を得ながら実施してきたことに対して心から感謝を申し上げるところであります。

2. 令和2年度町政執行の基本方針

政府が閣議決定した令和2年度予算の一般会計は、財政健全化への着実な取組を進める一方、賃上げの流れと消費拡大の好循環、外需の取り込み、設備投資の拡大を含めた需要拡大に向けた取組や、人材・技術などへの投資やイノベーションの推進、次世代型行政サービス等の抜本強化といった生産性の向上に向けた取組など、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講ずるとし、一般会計歳入歳出予算は、102兆6,580億円と8年連続で過去最高を記録し、昨年を引き続き100兆円を超える予算となりました。

本町の予算編成につきましては、町民税のうち個人町民税は、農林水産業の全てにおいて好調であった昨年度をさらに上回る生産高を達成したことで増額となります。法人町民税は、昨年10月からの税率引下げに伴い減額となり、町民税総額は4.8%増の予算となります。固定資産税につきましては、新築増築家屋の増加から家屋の課税標準額は増額となりますが、土地、償却資産の減少があり、固定資産税総額は0.1%減の予算となり、軽自動車税、たばこ税を含めた町税総額は前年度より2.4%増の予算となります。

次に、歳入の根幹をなす地方交付税は、国の地方財政計画において地方一般財源総額が確保されるとの見通しから、本町の交付税予算は対前年度5%増と昨年を引き続き増額予算となりますが、基金取崩しによる繰入れで賄う歳入予算となりました。

歳出予算につきましては、全国各地でこれまで例を見ない大規模な自然災害が地域を選ばず多発する昨今であり、防災・減災の重要性が高まっております。本町におきましても、本年度内に各家庭に個別受信機を設置する防災行政無線整備事業を完了することで、日々の行政情報や今後の自然災害等の発生に備え、住民に迅速かつ的確に緊急情報を伝達してまいります。また、福祉施設等へのエアコン設置工事や教育施設等の改修工事を実施し、保育所や教育環境、特別養護老人ホーム愛の園での生活環境の改善を行います。

町民生活の安定に資するインフラ整備として、遠軽地区広域組合のごみ焼却施設長期包括的運営委託事業、公営住宅や生活道路、水道事業の改良など、生活環境整備に予算を配分し、町民、行政、関係機関との協働により人に優しいまちづくりに取り組んでまいります。

3. 主要施策

それでは、新年度の主要な施策について順次申し上げます。

1) [心豊かで快適な暮らしを支えるまちをめざして]

1つ、町民参加のまちづくり。

これからの行政運営は、地方分権の推進により地域の自由度と裁量度が増す中、地域が自らの発想と創意工夫により主体的に行動し、その選択と行動に責任を負い、町民と行政との「自助・共助・協働」によるまちづくりを推進するため、町政懇談会をはじめ各種団体との協議の場やホームページにおいて、町政に関する情報提供や広報・広聴活動を積極的に行ってまいります。

1つ、広域交流。

パーマ市との交流につきましては、昭和55年10月28日に姉妹都市を提携して以来、本年で40周年を迎えます。7月にパーマ市から訪問団を招き、交流委員会を中心に多くの町民の皆さんにも参加をいただきながら40周年記念事業を開催し、長きにわたる交流の節目を祝うとともに両市町の絆をより一層深めてまいります。

また、佐呂間中学校や佐呂間高校の姉妹校交流を中心とした交流・派遣事業を推進し、今後も国際交流の発展に寄与してまいります。

国内においては、東京サロマ会をはじめとする各地域のふるさと会との交流連携を深めるとともに、江東区とオホーツク管内町村連携交流事業の取組に積極的に参加してまいります。

佐呂間町サポーターズ倶楽部事業では、さらなる会員数の増加を目指してPRの強化を図り、まちの魅力を全国に情報発信するとともに、人を呼び込むための事業を積極的に展開してまいります。

1つ、情報網の充実。

本町の光回線によるブロードバンド環境については、現在、NTT佐呂間交換局内の佐呂間市街地と富士、若里地区の一部の地域以外は未整備となっていることから、全町的な情報通信網の格差是正に向けて通信事業者に対し、施設整備の要望を行ってまいります。

また、スマートフォンなどの普及とともに著しく進展する情報通信環境の状況を的確に把握し、まちとしての対応に努めてまいります。

テレビ難視聴地域解消対策として、デジタルテレビ中継局の維持管理や有線組合への支援など、今後においても安定したテレビ電波受信環境の確保に努めてまいります。

1つ、行財政改革。

住民ニーズが多様化・複雑化する中で、効果的・効率的な行政運営を進めるため、行財政改革の推進に向け、義務的経費の抑制、給与の適正化、民間委託などを継続して取り組むとともに中期財政推計に基づき将来につなぐ持続可能な財政運営に努めてまいります。

加えて、本年4月1日からの地方自治法と地方公務員法の一部改正により会計年度任用職員制度が導入され、組織として最適と考える任用、勤務形態の人員構成の見直しを実現した上で、第4次佐呂間町職員定員管理計画を策定し、職員定数の適正な管理に努めてまいります。

また、職員の能力を最大限に引き出し職員の意識改革を図るため、明確な基準に基づき、能力・業績を正しく反映させる人事管理制度と職員としての倫理観や使命感の涵養のため、職員研修等を通じた定期的・継続的な意識啓発に取り組んでまいります。

ふるさと納税につきましては、制度の本質を十分に踏まえ、商工及び観光物産との連携を図りながら引き続き地域の活性化に結びつく取組として進めてまいります。

令和3年度を初年度とする第5期佐呂間町総合計画につきましては、現在26名の審議委員により鋭意審議が進められております。本年度、審議会からの答申に基づき、まちが置

かれている現状と課題を認識した上で、将来予測に裏づけしたまちづくり指標を示すための新たな総合計画を策定してまいります。

1つ、生活環境。

公営住宅等長寿命化計画に基づき、本年度は町営住宅浜佐呂間第3団地の外壁改修に着手するなど、計画的な維持管理・修繕に努め、住宅需要に即した対応を図ってまいります。

簡易水道につきましては、道営畑地帯総合整備事業若佐地区との合併施工により、平成26年度から進めております佐呂間上地区の若佐・栄の簡易水道施設と若佐営農用水や大共・共立第4の各営農用水施設との統合を図るため、若佐簡易水道区域拡張事業を継続実施してまいります。

また、計量法により使用期間満了となる量水器の交換や各施設の経年劣化による設備の更新を行い、安全で安心な水の供給を目指し、事業の推進に努めてまいります。

下水道につきましては、施設の延命を図るため策定いたしました長寿命化計画に基づき、効果的な施設の更新と維持管理に努めるとともに、区域外の合併処理浄化槽設置補助につきましても、継続してまいります。

し尿処理につきましては、下水道の普及により処理量は年々減少しており、遠軽地区広域組合衛生センターにおいて適切な処理に努めてまいります。

ごみ処理・リサイクルにつきましては、町民のご協力をいただき分別収集、有料収集、リサイクル収集を行い、ごみの発生・排出抑制に取り組んでまいります。

また、遠軽地区広域組合事業では、老朽化が進むリサイクルセンターの更新事業について、旧遠軽町清掃センターの跡地利用による交付金を活用し整備しており、令和3年度からの建設に向け準備を進めてまいります。

さらに、最終処分場につきましては、遠軽地区3町それぞれの処分場の残余量が減少していることから、広域処分場整備事業に着手するとともに遠軽地区ごみ処理広域化基本計画に基づき、安全で確実なごみ処理体制の推進に努めてまいります。

公園につきましては、基幹的な公園として総合公園、小公園及び交通公園、各地域に児童公園を整備しておりますが、開設時からの遊具が多いことから、安全確認のため各公園遊具の規準・劣化点検を実施するとともに、計画的な更新を進めてまいります。

1つ、安全な生活。

交通事故抑止につきましては、関係機関・団体との緊密な連携により、町民一丸となって交通安全活動に取り組み、令和元年においては死亡交通事故の発生を防ぐことができました。今後も町民一人一人の心に訴える啓発活動の取組を関係機関の協力を得ながら進めてまいります。

犯罪情勢につきましては、犯罪認知件数は減少しておりますが、特に高齢者を狙った「オレオレ詐欺」や「架空請求詐欺」などの特殊詐欺手口はさらに巧妙化・凶悪化しており、私たちの社会生活を脅かしております。安全安心まちづくり条例や暴力団排除条例を踏まえ、警察や防犯協会などと連携を図り、町民一丸となって地域安全活動を推進し、犯罪のない安

全で安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。

救急消防体制については、多種多様化する救急及び災害に的確に対応し、町民の身体・生命及び財産を守っていかねばならないと考えており、遠軽地区広域組合と連携し町民が安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。

防災体制につきましては、全国各地で豪雨災害などが頻繁に発生する中、災害に対する的確な対応が求められており、今後とも、各自治会との連携強化を図り、住民の防災意識の高揚に努めるとともに、防災資機材の整備はもとより、メール配信サービス「防災・安心メールさろま」の一層の普及・啓発を図ってまいります。

さらに、昨年度から2カ年事業として着手しております防災行政無線整備事業については、全世帯への個別受信機設置及び津波対策として屋外拡声局を3カ所に設置し、防災情報の確実な伝達と情報伝達手段の多重化に向けた取組を進めてまいります。

1つ、交通網の整備。

本年度の主な事業につきましては、3本の道路改良舗装工事を予定しております。

また、義務化されている橋梁点検については計画的な調査・補修を行うとともに、町民が安全で安心できる道路交通網の整備と維持管理に努めてまいります。

ふれあいバスにつきましては、町内路線及び町外路線とも住民の足として定着しており、状況に応じた路線の見直しを行うとともに、人口減少に伴い利用者が減少傾向にありますが、安全運行を最優先に安心・信頼して利用できるふれあいバス、心地よく快適に利用できるふれあいバスの運行に心がけてまいります。

2)〔豊かな自然と人が共存する産業をめざして〕

1つ、農業。

基幹産業である農業につきましては、地域経済・社会の発展に重要な役割を果たしておりますが、担い手不足による農家戸数の減少や高齢化、労働力不足の深刻化、生産資材の高止まり、新たな国際環境への対応、温暖化や異常気象など厳しい状況が続いております。

こうした中、農業の持続的な発展を図るため、農業振興条例の趣旨と基本方針を踏まえ、各種政策を積極的に推進してまいります。

国が掲げる地域の活力創造プランに基づき、農業・農村環境の保全維持に資する活動に対し、多面的機能支払交付金事業の支援を行ってまいります。

また、酪農・畜産では、収益性の向上、労働負担軽減・省力化に向けた取組として、畜産クラスター事業及び畜産経営体生産性向上対策事業などを活用し、地域農業の振興を図ってまいります。

農地の流動化対策としては、農業委員会をはじめ関係機関と連携し、農地の有効利用と遊休化を防ぐため農地中間管理機構を通じ、担い手農家への集積を図ってまいります。

土づくり対策では、土壌診断など土づくりの基本となる取組に対して引き続き助成するとともに、堆肥の有効活用の指導に努めてまいります。

農業担い手確保対策につきましては、農業体験や農業実習生受入れなど新規就農につな

げる活動を支援し農業者の減少対策に努めてまいります。

町有牧場につきましては、利用組合の協力をいただき、入牧頭数の確保と足腰の強い丈夫な牛の育成に努めてまいります。

道営土地改良事業につきましては、道営畑地帯総合整備事業若佐地区として、管路工事及び調査設計委託、区画整理を実施し、サロマ東部地区におきましては区画整理、暗渠排水、客土の面工事による農地の生産性向上に努めてまいります。

1つ、林業。

林業につきましては、森林組合と連携し民有林の森林経営計画の作成促進や人工造林、保育に引き続き支援を行うとともに、町有林につきましても適正管理に努めてまいります。

また「伐って使って、また植える」を基本に森林資源の循環利用に取り組み、森林環境譲与税を活用しながら、災害防止や地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能の保持に努めてまいります。

エゾシカ対策につきましては、ここ数年捕獲頭数は減少しておりますが、生息数は減少しているとは限らず、佐呂間町鳥獣被害防止計画に基づいた被害防止活動を行うとともに、猟友会佐呂間・若佐両部会の組織強化についても引き続き支援してまいります。

1つ、水産業。

漁業については、昨年度より外海ホタテの水揚げ量が回復しており、本年度についても同程度の水揚げ計画となることが予想されます。これからも安定した水産資源供給と漁業の健全な発展に資するため、漁場・漁港の基盤整備の促進、増養殖技術向上に支援を行ってまいります。

本年度は、防水堤維持管理に対し引き続き支援を行うとともに、浜佐呂間漁港の水産物供給基盤機能保全事業及び漁村再生交付金事業に加え、若里漁港の漁港機能増進事業に対して地元負担をしてまいります。

また、その他の漁港についても引き続き北海道に対し要請を行い計画的な漁港整備を進めてまいります。

サロマ湖漁港漂砂対策技術検討委員会で示された第1湖口の航路しゅんせつ、第2湖口のサンドポケット造成、航路拡張、モニタリング及び防砂堤延伸・かさ上げの効果測定を引き続き実施し、恒久的対策を検討してまいります。

1つ、商工業。

国の経済月例報告では、景気は緩やかに回復しているとされているものの、消費税率改定に伴う企業支出の停滞や新型肺炎などによる国際経済情勢の変動により国内経済環境が変化中、地方経済においても経営環境は大きく振り回される不透明な現状であります。

こうした中、商工業においては、プレミアム付全町共通商品券発行事業、住宅建設促進事業、商工業活性化事業及びトーヨータイヤ販売促進事業の実施により町内消費活動は一定の効果을上げており、本年度もこれら制度の継続実施により、町内消費活動の活発化に努めるとともに、制度資金を活用した金融支援を継続し、商工会との連携を密にして商工業の安

定的発展を図ってまいります。

1つ、観光・物産。

観光については、主要観光施設であります物産館みのり照明設備のLED化を実施し、施設の維持管理を進め、さらには町内観光資源を保護、管理し観光客の増加に努めてまいります。

交流基本協定を締結している東京都港区や、経済交流協定を締結しております宮崎県都農町との物産交流を推進するとともに、町観光物産協会と連携し各種イベントへの出展によるPR活動を強化してまいります。

広域観光対策につきましては、サロマ湖を有する1市2町で組織するサロマ湖観光物産振興協議会においてサロマ湖のPR活動を行い、さらには遠軽地区3町との広域連携により、積極的な広域観光PRを行い交流人口の増加に努めてまいります。

1つ、雇用環境。

少子高齢化が進行し労働力人口が不足している中、生き生きと安心して働くための雇用環境整備について商工会や関係機関と連携し、就業者の確保に努めてまいります。特に運輸、建設などにおける人材確保のため、本年度より大型自動車をはじめとする運転免許取得に対する補助事業の実施、さらには建設関係技術者養成のための修学資金貸付制度を実施してまいります。

また、遠軽地区3町で組織する通年雇用促進協議会において、冬期間の失業者の通年雇用に向けた支援事業を広域的に行ってまいります。

1つ、消費者行政。

地方消費者行政活性化基金を活用し、消費者被害防止のための注意喚起と情報提供に努めるとともに、消費者相談の多様化に対応した担当職員の対応能力向上のため、専門研修へ参加し適切な相談支援を行ってまいります。

また、高齢者や若者を狙った詐欺や悪質商法による被害を未然に防止するため、各種機会を活用し啓発・教育活動に努めてまいります。

3) [ふれあいとやすらぎのある社会をめざして]

1つ、地域福祉。

全ての町民が絆を深め、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、自治会、社会福祉協議会及び民生児童委員などと連携するとともに、ボランティア組織の協力を得ながら、未来へつながる支え合いの地域づくりを推進してまいります。

災害時などに自力で避難、移動が困難な要援護者の支援につきましては、的確な新規登録や登録情報の更新を行い、関係機関が連携を深めて、地域住民が安心して生活できる体制を整備してまいります。

国民健康保険事業につきましては、北海道が中心的な役割を担い安定的な財政運営が図られておりますが、国民健康保険税につきましては全道での平準化・公平性が求められていることから、限度額や軽減判定所得については国の改定に準ずるとともに、税率につきまし

ては北海道が示した標準税率へ近づけるため、急激な負担増とならないよう国民健康保険運営協議会に諮問し検討してまいります。

医療費の低減につきましては、第3期特定健康診査等実施計画や佐呂間町データヘルス計画に基づき進めるとともに、本年度より北海道国民健康保険団体連合会が主体となって実施する特定健診受診率向上支援共同事業に取り組んでまいります。

介護保険事業につきましては、第7期介護保険事業計画に基づき関係機関と連携し、利用者ニーズに即したサービスの提供や、介護予防・日常生活支援総合事業などの地域支援事業を実施し、介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援するとともに、第8期介護保険事業計画を策定いたします。

1つ、高齢者福祉。

本年1月末の65歳以上の高齢化率は38.6%、75歳以上では21.2%となり、90歳を超えても在宅で自立した生活を続ける高齢世帯も見受けられる、超高齢社会を迎えております。

高齢者の方々が、住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう外出支援サービス車両を1台増車して、人工透析患者や寝たきりの在宅高齢者が円滑に通院できる体制を強化するとともに、あんしんQR事業、町内外の事業所との高齢者見守り連携協定による安否確認や異常時の早期発見に向けた体制を強化してまいります。

また、高齢者の生きがいくくりとして、老人クラブ活動やひとり暮らしの集いなどの地域活動に対する支援を行うとともに、サンガーデンさろまデイサービス事業に対する支援を行うことにより、事業の継続した運営による高齢者介護福祉の安定確保を図ってまいります。

さらに、サンガーデンさろまの入居者が健康で快適に生活できるよう、温水ボイラーの更新事業に支援してまいります。

特別養護老人ホームにつきましては、利用者が生活を営む上で自立ができることを目標として、安心して快適な毎日を過ごしていただけるよう、個々の人格を尊重し、質の高いサービスの提供に努め、常に利用者と家族の立場に立った家庭的な支援を行い、信頼される施設づくりを目指すとともに、クリニックさろまとの密接な連携の下、入所者の健康管理に努めてまいります。

1つ、障がい者福祉。

障害者総合支援法に基づき、障がい者が希望する障がい福祉サービスの提供を基本理念として、地域において自立した生活が営めるよう、障がい者相談支援事業者として委託している町内外の事業所や地域活動支援センターとの連携により、地域支援事業を推進してまいります。

また、放課後等デイサービス事業所「さろま子どもスペースめるくる」や遠軽町母子通園センターなどと連携し、障がい児が身近な地域で支援が受けられるよう、支援体制の充実と安定を図ってまいります。

1つ、児童福祉。

少子化や核家族化の進行に加え、働き方の多様化により子供や子育て世代の環境が変化しております。このため、子供の健やかな成長のために適切な環境がひとしく確保されるよう、第2期子ども・子育て支援事業計画に基づいた支援事業を総合的に推進してまいります。

地域における子育て支援の一翼を担う保育所では、核家族化や女性の社会進出に伴う共働き世帯が増加する中、安心して子育てができる保育環境整備や一時保育・特別支援対策の充実に努めるとともに、3歳未満児世帯への保育料軽減支援として多子世帯に対する保育料の減免や子育て支援保育料補助金の支出、遠距離通所世帯に対する通所経費の一部助成について継続して取り組んでまいります。

昨年度まで運行の、若里・富武士地区からの通所バスにつきましては、本年度から父母や地域の方々との協議の結果、ふれあいバスに乗車し通所していただきます。

また、安心して子供を産み育てるための支援として、子育て支援センターでは、「子どもを遊ばせる・体験させる機会の提供」「親の不安や悩み相談の窓口」「親同士のコミュニケーションの場の提供」など、保健福祉課・社会教育課と連携し、事業の充実に努めてまいります。

児童に健全な遊び場を与え、健康の増進と情操を豊かにすることを目的とした児童館は、近年の猛暑対策として安全で快適な施設利用に向けプレイルームに2基のエアコンを設置いたします。

また、児童館で実施している放課後児童クラブでは、保護者が余裕を持ってお迎えできるように、1年を通じ午後6時までの開設時間といたします。

1つ、保健医療。

令和4年度までを計画期間とした第2次健康づくり行動計画に基づき、サロマガンキマイレイジ事業やサロマ健康づくり応援プログラムなどにより町民の健康意識の向上を図るとともに、各種がん検診、肺・内臓脂肪CT検診などの受診勧奨や継続した保健指導により町民の健康増進対策を推進してまいります。

クリニックさろまの運営につきましては、「佐呂間町民の健康寿命の延伸を目的とした予防医療の実践、地域包括ケアシステムの医療機関の役割を担う」という、指定管理者である医療法人恵尚会の理念に基づき、町民が望む一次医療の提供や町民健診による予防医療の実施、さらに、町内の保健、介護職との連携による健康づくり・介護予防事業への取組など、地域医療体制の充実に努めてまいります。

4) [こころを育む魅力ある教育をめざして]

1つ、教育行政。

教育長から「教育行政推進方針」で詳しく説明がありますので、ここでは私の基本的な考え方を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会と総合教育会議を設置しており、今後も協議と対話を進め、これまで以上に教育委員会との連携強化に努めてまい

ります。

学校教育につきましては、貴重な財産である子供たちが、確かな学力とたくましい身体、豊かな心を備えた大人へと成長できるよう、ソフト・ハード両面にわたる学校教育環境の整備に努めるとともに、子育て支援策の一環として引き続き児童生徒の給食費の一部を町費で負担し、保護者の負担軽減を図ってまいります。

佐呂間高校には従来どおりの支援を継続し、保護者の負担軽減と存続対策に取り組んでまいります。

社会教育におきましては、第7次社会教育中期計画に基づき、年齢領域に応じた事業の実施、高度化・多様化する学習ニーズに応じた支援や的確な情報提供に努めるとともに第8次社会教育中期計画の策定を進めてまいります。

また、社会教育施設につきましては、さらなる利便性の向上に努めてまいります。

4. 国及び道が主体の事業

本年度、国及び北海道が実施する事業と町予算に計上した事業の概要を説明申し上げます。

初めに、網走開発建設部が実施する事業。

第4種サロマ湖漁港整備事業の実施、内容につきましては第1湖口及び第2湖口の漂砂対策モニタリング調査・整備であります。

次に、北見道路事務所が行う事業であります。

国道333号大成視距改良事業の実施、内容につきましては大成地区の通信設備でございます。

次に、オホーツク総合振興局が実施する事業。

初めに、網走建設管理部の事業であります。

1つ目が留辺蘂浜佐呂間線の防災安全対策、内容につきましては仁倉地区の冠水対策、載荷盛土工、函渠工であります。

2つ目の佐呂間別川の河川改修につきましては、内容につきましては、富丘地区が掘削工、築堤工、護岸工、樋門工、排水工、藤見地区につきましては護岸工のうち取付道路と旧橋の解体であります。3つ目の上流地区でございますけれども、これは掘削工と築堤工、護岸工であります。

3つ目の小野の沢川の河川改修工事であります。内容につきましては、仁倉地区の掘削工、護岸工、用地測量であります。

4つ目の仁倉川の河川改修、内容につきましては、仁倉地区で掘削工と護岸工、室井橋につきましては下部工と上部工、旧橋の解体であります。

5番目の浜佐呂間漁港水産物供給基盤機能保全事業、内容につきましては係留施設及び外郭施設機能保全工事でございます。

6つ目の浜佐呂間漁港漁村再生交付金事業でございます。内容につきましては、係留施設の改良工事であります。

7つ目の若里漁港の漁港機能増進事業であります。内容につきましては、用地整備工事でございます。

次に、産業振興部の事業でございますけれども、1つ目が道営畑地帯総合整備事業若佐地区であります。内容につきましては、区画整理事業、営農用水管路工事及び調査設計委託であります。

2つ目の道営畑地帯総合整備事業サロマ東部地区でございます。内容につきましては、区画整理事業、暗渠排水及び客土事業であります。

5. 令和2年度予算の概要であります。

一般会計予算総額は52億1,561万円となり、対前年度比5.7%増の金額にして2億8,342万7,000円の増額となります。

6特別会計（簡易水道・国民健康保険・公共下水道・介護保険・介護サービス事業・後期高齢者医療）の予算総額は23億6,108万3,000円となり、対前年度比1.6%減の金額にして3,776万7,000円の減額となります。

このことから、一般会計及び6特別会計を合わせた予算総額は75億7,669万3,000円となり、対前年度比3.4%増の金額にして2億4,566万円の増額となります。

以上が令和2年度予算案の概要であります。

6. むすびに

全国的な自然災害は、想定外といった過去の経験を大きく上回り、季節や場所を選ばず頻発し、各地に甚大な被害を及ぼしており、本町においてもこれらに対処する減災対策や確実な情報提供を可能とする防災事業を行います。

本年は開基126年目になりますが、先人の偉大な開拓精神を忘れることなく、全ての町民が安心して暮らせるよう、町民の皆様方や関係機関の協力をいただきながら、職員と一丸となって最善の努力を傾注し、明るく活力ある行政運営に全力で取り組んでいく所存であります。

以上、令和2年度の町政執行の基本的な考えと、政策の概要を申し上げます。

議員の皆様を初め、町民各位のより一層のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（吉野正剛君） これで町政執行方針の説明は終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○議長（吉野正剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 令和2年度佐呂間町教育行政推進方針

○議長（吉野正剛君） 日程第4、教育長から令和2年度佐呂間町教育行政推進方針の説明の申出がありました。

これを許します。

教育長。

○教育長（仲川倫則君） それでは、令和2年度教育行政推進方針を述べさせていただきます。

はじめに

令和2年第1回町議会定例会の開会に当たり、佐呂間町教育委員会所管の行政推進に関する基本的な考え方についてご説明申し上げます。

令和という新たな時代が始まり、少子高齢化、産業構造・雇用の変化、価値観の多様化、人工知能の普及、グローバル化が一層進展し、社会構造が大きく変化する未来がそこまで来ています。

このような、予測困難な未来を担っていくのは、無限の可能性を秘めた子供たちです。佐呂間町の子供たちが、それぞれの夢や希望を持ち、その実現に向けて挑戦し、苦難を乗り越えていくためのやり抜く力や他者と協働しながら、自らの可能性を發揮し、幸福な人生とよりよい社会の創り手となる力を身につけることが極めて重要となります。

佐呂間町教育委員会では、国の第3期教育振興基本計画や北海道教育推進計画、佐呂間町教育大綱に基づき、子供たちが佐呂間町教育目標『自ら学び ともに磨き合い 広い心と生きがいをもち ふるさとを愛する たくましいサロマン』を目指し、本町の豊かな自然や歴史、文化を踏まえた地域の特性を生かし、学校・地域・家庭との連携を密に、生きる力の育成に必要な知・徳・体の育成など学校教育の充実に取り組んでまいります。

また、社会教育においては、第7次社会教育中期計画の最終年度となることから、第8次社会教育中期計画の策定作業を進めるとともに、幼年期から高齢期まで年齢領域に応じた事業の実施、高度化・多様化する学習ニーズに応じた支援や的確な情報提供に努めてまいります。

以上のことから、次の3点を重点とし佐呂間町教育行政を進めてまいります。

1つ、未来を担う子供たちの確かな学力の育成と生活習慣の確立により、豊かな人間性を育む教育の推進。

1つ、生活に潤いや生きがいをもたらす文化活動や健康で充実した生活を目指すスポーツ活動の推進。

1つ、誰もが生涯にわたり積極的に学び、その成果を生かせる生涯学習活動の推進。

以下、各項目にわたりご説明申し上げます。

学校教育の推進

1. 確かな学力の育成

予測困難なこれからの時代を生きる子供たちには、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考

え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り開いていく力が求められます。

こうした資質・能力の育成には、確かな学力を身につけることができるように児童生徒の学力や学習状況を的確に把握し、学力向上に向けた検証と改善サイクルを軸とした取組を継続するとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、授業改善や家庭学習の習慣化、長期休業中の学習サポート、ICT機器を活用した教育や日本漢字能力検定、実用英語技能検定、実用数学技能検定に対する費用助成とともに、新たに中学生を対象にリーディングスキルテストを実施し、子供たちの基礎的読解力を把握、強化するなど効果的な取組に努めてまいります。

また、学力向上には教員の資質によるところも大きく、校内研修をはじめ各種研修会の参加奨励、指導主事の要請訪問、小学校外国語活動巡回指導教員研修事業を活用した英語力の向上など、組織として教員の指導力向上に努めるとともに、学校間連携強化を図り、それぞれの学校において教員が専門性を発揮し、より実践的な教育が継続して行われるよう基盤整備に努めます。

さらに、子供たちに学力の基礎・基本を身につけさせるため、まち単独の教員を採用し、佐呂間小学校の3年生を少人数学級編制にするとともに、若佐小学校の複式授業の解消を図ります。

新学習指導要領関係では、情報化教育としてプログラミング的思考を育むための教育が導入されるため、その環境整備を推進するとともに、英語教育では、英語の授業が小学校3・4年生では外国語活動として、5・6年生で外国語の教科として導入されましたので本年度もALTを派遣して、外国語によるコミュニケーション力を養っていきます。さらに、複式学級における英語教育の充実を図るため、引き続き英語授業補助員を採用し、円滑な授業実施に努めてまいります。

また、中学校にもまち単独の教員と学習支援員を配置し、次代を担う子供たちの確かな学力を育む教育活動に向け、学校・家庭・地域と社会全体で取り組めるよう環境の充実を推進してまいります。

2. 特別支援教育の充実

本年度は全ての学校に特別支援学級を設置し、個別の指導計画に基づく、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うこととしております。

また、特別に支援を要する児童生徒のため特別支援員を配置し、児童生徒個々に応じたきめ細やかな支援を行うことにより、その持てる力を高め自立や社会参加に向けた指導を行ってまいります。

さらに、佐呂間小学校のことばの教室において、発音など一部言語発達に関する遅滞を有する児童のために、一人一人に応じた支援に努めてまいります。

3. 豊かな人間性と感性を育む教育の推進

問題解決能力を身につけ、自立した人間として社会で生きていくためには、他者への思いやりや豊かな感性を備え、人間関係を形成していくコミュニケーション能力を育成すると

ともに、基本的な生活習慣や規範意識を身につけ、主体的・自律的に活動する力を育むことが大切です。

発達段階に応じた道徳教育により、自己の生き方を考え、主体的な判断の下行動し、自立した人間として他者とともに、よりよく生きるための基盤となる道徳性・社会性を身につけさせる指導を行ってまいります。

いじめや不登校などといった課題は、児童・生徒が関わりを持つ多様な環境における人間関係など、様々な要因により発生しており、子供たちのささいな変化を見逃さないよう早期発見による問題解決に努めるとともに、問題行動等の未然防止と早期対応、早期解決のため、家庭・学校・教育委員会等の連携を密にして指導や再発防止を図るとともに、専門的知識を有する教育相談員による相談体制と支援体制の充実を図ってまいります。

4. 心身の健やかな成長を促す教育の推進

体力は、人間の発達・成長を支え、知性を磨き知力を働かせて活動をしていく源として極めて重要な要素となるものです。

子供たち自らが、進んで運動を行う習慣の定着や子供の望ましい生活リズムを整えるため、佐呂間小学校に体育を専科とする教員を配置するとともに、家庭や地域との連携を図り社会全体で児童生徒の体力向上に向けた取組を推進してまいります。

学校給食においては、子供たちが健康で豊かな人間性を育んでいく基礎とするため、栄養バランスに配慮した「おいしく・安全安心な学校給食」の提供を行うとともに、生産者との連携を深め、地場産品を活用し地域に根差した学校給食を目指します。

また、学校における食物アレルギー対応の進め方などは、「食物アレルギー対応の手引き」により、医師の診断書に基づいたアレルギー対応食の提供を行うとともに、子供たちが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけることができるよう、栄養教諭による食育の推進に努めてまいります。

給食費については、平成27年度から20円の値上げを実施いたしましたが、児童生徒の給食費の値上げ相当分については、少子化に伴う子育て支援策の一環として、本年度も引き続き同額の町費負担を行い、保護者の負担軽減を継続してまいります。

さらに、引き続きフッ化物洗口を全小中学校で実施し歯と口腔の健康づくりに向けた取組を町内歯科医師の協力の下推進してまいります。

スマートフォンやSNSなどが子供たちに普及しており、日々急速に変化する情報化社会に対応できるよう、対処方法や留意事項などの情報を発信するとともに、スマートフォン等利用者の低年齢化、インターネットを通じて行われるいじめ、トラブルや被害の状況を踏まえ、一人一人が正しい判断力と自制心を身につけることができるよう、学校や家庭と連携し生活習慣の確立に努めてまいります。

5. 信頼される学校づくりの推進

地域に開かれ信頼される学校を実現するため、学校には保護者や地域住民の意見や要望に耳を傾け、家庭や地域社会と連携協力していくことが求められています。

そのため、保護者・児童生徒・教職員による学校評価を活用し、その結果を保護者や地域に公表し学校改善に生かすとともに、全校に導入いたしましたコミュニティ・スクールにより、保護者や地域住民の参画しやすい、地域の教育資源を活用した開かれた学校づくりを目指してまいります。

今後も、小学校と中学校など学校間の連携により連続的につなぐ教育の推進を目指し、小中学校の円滑な接続、中1ギャップの解消に向けて、全小学校6年生が一堂にしての交流学習の推進を図ります。

6. 佐呂間高校存続対策

高等学校教育は、義務教育で培った知識や教養をさらに深め、社会に必要とされる人材の育成に大きな役割を担っています。

佐呂間高校は、地域の教育機能を確保するため地域連携特例校として、これまでの地域との連携を確実に進め、小規模校の特性に応じた教育活動により、教育水準の向上が図られるよう、引き続き体育活動・文化活動に係る各種大会等への出場経費の助成や生徒の進路実現に対する支援・部活動の遠征費の支援とともに、ふれあいバスによる各種行事の送迎等を行い保護者の負担軽減を図ってまいります。

今後も少子化は続きますが、中高連携により一人でも多くの生徒が佐呂間高校へ進学するよう、関係者の皆さんと十分協議を重ね佐呂間高校の存続に向けた対策を講じてまいります。

社会教育の推進

1. 社会教育の推進

社会教育活動は、生涯学習社会を形成するための人づくりであり、「いつでも、どこでも、だれでも」楽しく学ぶことができ、地域住民同士が学び合い、教え合う相互学習等を通じて、人と人との強い絆で結ばれた地域づくりを目指すものであります。

佐呂間町社会教育目標『人々を 地域を 夢を育む サロマの未来』を基底とする第7次佐呂間町社会教育中期計画を基礎に、町民の自発的・主体的な学習に対する支援や、多様化、高度化する学習ニーズに応え、乳幼児から高齢者まで年齢に応じた幅広い事業展開や、豊かな人間性を培うため交流活動への参加、体験機会の充実に努めてまいります。

また、学校・家庭・地域が深く結びついた学校教育と連携した社会教育事業の展開も図ってまいります。

芸術文化活動の推進については、佐呂間町芸術文化事業補助要綱に基づいた助成制度の利用促進を図り、町民の主体的な活動の支援をしていきます。芸術鑑賞事業や発表機会の充実、町内外の情報提供についても引き続き努めてまいります。

2. 図書館事業の推進

図書館は、町民の読書や学習を支援する生涯学習活動の拠点施設として、乳幼児から寿世代まで幅広い世代の町民のニーズを把握し、社会の動向等に即した資料収集やサービスの提供を心がけています。

近年の情報通信技術の発展に伴い、「紙の本離れ」が進む中、本年度も本に親しむ環境づくり推進のため、乳幼児を対象としたブックスタート及びセカンドブック事業、絵本の読み聞かせ、小中学生を対象とした読書感想文・感想画コンクール、成人式に本を贈る20歳の20冊事業を引き続き実施するとともに、移動図書館車あおぞら号による巡回貸出しや学校、団体等への貸出し、図書館利用を促すための講演会や映画上映会、工作教室などを行うことで町民への読書活動の普及と読書環境づくりを行ってまいります。

また、図書館内では、新着、特集コーナーとカフェコーナーを引き続き設置するとともに新たに一般閲覧室に1人用閲覧机を配置するなど、利用しやすい図書館を目指してまいります。

このほか、図書館だよりや新着情報の発行、夢通信及び町ホームページ等での事業周知を行い、図書館情報を広く提供するとともに、町民の暮らしや活動への支援を継続することで、図書館サービスの充実に努めてまいります。

3. 社会体育の推進

スポーツ活動は、健康保持や体力増強はもとより、仲間の輪が広がり、楽しみ、生きがいを得て、豊かな生活をもたらします。

スポーツを通じて、心と体が鍛えられるとともに、幅広い人間関係が形成され、豊かな地域社会を築くことにもつながります。

そのために、町技であるソフトボールはもちろんのこと、各種スポーツ活動の支援や環境の整備に努め、「生涯スポーツのまち宣言」に沿ったスポーツの振興を図ってまいります。

社会体育の中核施設である武道館・温水プールについては、指導の充実に図り、町民の体力・健康づくりの場として、様々な事業に取り組んでいきます。

教育関係施設の整備について

教育関係施設の整備については、第4期佐呂間町総合計画を基本として、限られた財源を効果的に活用しながら、将来を見据えた施設の維持補修計画を策定し、より長く活用できるよう整備を進めるとともに、令和2年度は主に次のような事業に取り組んでまいります。

- 1つ、浜佐呂間小学校改修工事。
- 1つ、各学校校務支援システム導入事業。
- 1つ、各小中学校防犯装置移信工事。
- 1つ、小学校教師用教科書、指導書及び副読本購入事業。
- 1つ、町民センター消防設備改修工事。
- 1つ、パークゴルフ場等芝生整備工事。
- 1つ、武道館・温水プールトレーニング機器更新事業。

なお、各工事期間中は施設の使用を制限させていただくなど利用者の皆様にご不便をおかけすると思いますが、よろしくご協力いただきますようお願い申し上げます。

以上、令和2年度の教育行政の推進に当たり主要な方針について申し上げましたが、予測することが難しい社会の中で、佐呂間町の子供たちは町民の手で育てていくという思いで、

町当局をはじめ各教育関係機関と町内関係諸団体や家庭・地域の方々と連携を図りながら、本町教育の充実・発展に取り組んでまいります。

ここに、町議会議員各位をはじめ教育関係各位の深いご理解ご協力をお願い申し上げまして教育行政推進方針といたします。

よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（吉野正剛君） これで教育行政推進方針の説明は終わります。

◎日程第5 町長行政報告

○議長（吉野正剛君） 日程第5、町長から行政報告及び提出案件の概要説明の申出がありました。

これを許します。

町長。

○町長（川根章夫君） 前町議会定例会以降の行政報告と提出案件についてご説明申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の対応についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染防止対応につきましては国を挙げて取り組んでおり、町内での発生は確認されていないものの、道内での感染が拡大し、児童生徒や教育関係者などへの感染が確認されているところであります。こうしたことから、道内における集団での感染拡大の防止を目的に徹底した対策を講じ、流行の早期終息を図るため北海道及び北海道教育委員会から小中学校の臨時休校の要請があり、本町でも2月27日から臨時休校としたところであります。さらに新たに踏み込んだ措置として国から臨時休校の要請があり、引き続き春休み前まで休校を延長したものであります。

消毒など各学校の衛生環境対策の徹底とともに、児童生徒に感染症について正しい知識を学ぶ機会を設け、新型コロナウイルスを理由としたいじめや偏見の防止に努めてまいります。このような状況から、卒業式の実施に当たっても簡素化などにより時間短縮を予定してございます。また、町や教育委員会が主催する3月中の事業や教室などについては中止や延期を決定し、主に高齢者が利用する老人福祉センター、ホワイトドームにつきましては3月末まで休館といたしました。町民センターなど公共施設の使用につきましても不要不急の行事の取りやめについてご理解を得るとともに、施設利用者に対し手指消毒アルコールの配置を行っております。特別養護老人ホーム愛の園につきましては緊急以外の面会を制限し、その他町内介護施設につきましても来所者に対する注意喚起、マスク着用や手指消毒を励行してございます。

なお、今後の感染拡大に迅速果断に対応するため、2月28日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、まちとしての対策を総合的かつ強力で推進することといたしました。今後も、新型コロナウイルス感染症の終息時期が見えない中、小中学校や児童館、公共施設

の利用制限など地域の皆さんには何かとご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りたいと思っております。

次に、本定例会に提案いたしました提出案件の概要についてご説明申し上げます。提出案件は、議案28件、同意2件、諮問2件、承認1件でございます。令和2年度予算につきましては、佐呂間町一般会計予算及び佐呂間町各特別会計予算の7件でございます。次に、条例の制定、一部改正及び廃止についてであります。条例の制定につきましては一般職の任期付職員の採用等に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、佐呂間町建設技術者養成修学資金貸付条例の3件でございます。次に、条例の一部改正につきましては、佐呂間町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例、災害弔慰金の支給等に関する条例、佐呂間町営住宅の設置及び管理に関する条例、佐呂間町簡易水道設置条例、佐呂間町簡易水道事業給水条例の5件であります。条例の廃止につきましては、佐呂間町農業振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の1件であります。次に、指定管理者の指定につきましては、悠林館「かぶとむし」、物産館「みのり」の2件でございます。次に、権利の放棄につきましては2件でございます。次に、佐呂間町道路線の変更については1件でございます。次に、同意案件につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてが2件でございます。次に、諮問案件につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてが2件であります。次に、専決処分の承認についてであります。令和元年度佐呂間町一般会計補正予算の1件であります。次に、予算の補正提案につきましては、令和元年度佐呂間町一般会計補正予算、令和元年度佐呂間町簡易水道特別会計補正予算、令和元年度佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算、令和元年度佐呂間町公共下水道特別会計補正予算、令和元年度佐呂間町介護保険特別会計補正予算、令和元年度佐呂間町介護サービス事業特別会計補正予算、令和元年度佐呂間町後期高齢者医療特別会計補正予算の7件であります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これで行政報告及び提出案件の概要説明を終わります。

◎日程第6 一般質問

○議長（吉野正剛君） 日程第6、一般質問を行います。

一般質問は回数に制限を設けておりませんが、質問に当たりましては質問要旨を具体的かつ簡明に願いたいと思います。

順番に発言を許します。

9番。

○9番（三田真美君） それでは、通告をしてありました一般質問を始めたいと思います。

まず第1、資源ごみの収集についてであります。毎週1回収集しているペットボトル、缶などは、夏場には様々な産業で外での作業が多くなったりし収集量が増大することから、月の収集を2回としてはいかがかと思っております。

その根拠については、現在出されている遠軽地区広域組合の資料を見ますと、佐呂間町のプラスチックごみ、平成29年度では4万キログラムですが、昨年令和元年度は2万7,000キログラムということでありまして、約3割ほどプラスチックの資源ごみの量が減っております。私も自分でごみを出しますので、第4週目のプラスチックごみだけの収集日を見てもみますと、相当数、量が少ないことから、いずれにしてもごみを委託している業者さんはプラスチックごみを収集するというので各ごみ収集場を回るということでありまして、少ないごみだけを持っていくのではなく、今までと同じようにアルミ缶、スチール缶、ペットボトルなど量の増えそうな、週に1回の収集日を見てもらえば分かると思うのですが、ごみの中には相当数、1回目の集める量が一番多い週になっているように思います。

そういうことを考えると、ごみを自分の家庭に蓄積できるような状況だといえますけれども、ない場合については、月1回しかやっていないペットボトル、缶類などかさばるものについては、プラスチックごみの第4週と一緒にもう一週追加して収集できないのかということをお願いしたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） それでは、答弁をさせていただきます。

ペットボトル、空き缶の収集を月2回とし、ごみを家庭に蓄積しないようにとのご質問でございますけれども、収集回数を増やすことはごみ全体の収集体制に関わるものでございますので、近年のごみ収集量及び収集体制について先にご説明をさせていただきます。

まず、ごみ収集量についてでございますけれども、平成29年10月から燃やすごみの新焼却施設遠軽クリーンセンターが稼働し、このことで燃やすごみの全体量としては、ゴム類やプラスチック製品、汚れの落ちないプラスチックごみを燃やすごみとして処理することになりました。さらに、発泡スチロールとして収集しておりました色つき、印刷のある発泡スチロールもその他プラスチック類に、ペットボトルはラベルを剥がして出すよう変更してございます。これらの変更により、燃やすごみにつきましては、平成28年度518トンに対し平成30年には640トン、120トン増加をしております。この増加につきましては、事前に収集量が増えることが予想されていたことから、既存のごみ収集車両を積載量の多い車両へ変更し、収集回数の増加にならないように対応してきたところでございます。

次に、資源ごみにつきましては、町内のごみステーションから収集したものを一旦若佐のストックヤードに集積し、種類ごとにプレコンに詰め込み、湧別町のリサイクルセンターへ搬入いたしますが、総量で平成28年度の116トンに対し平成30年度は97トンと19トン減少しており、全種類において減少しております。減少の要因は、人口減と缶なり瓶以外の資源ごみを燃やすごみとして出す量が増えたものと私ども判断してございます。

次に、収集体制でございますけれども、じんかい収集車2台、トラック2台、収集人員は6名にて行っております。燃やすごみは佐呂間及び若佐市街が週2回、その他地区は週1回、燃やさないごみは各地区月2回、資源ごみにつきましては3種類に分け各地区3回、全ての

収集回数は月延べ35回となり、1日に1地区1種類の収集では回り切れないため、月によっては収集日数が変わりますが、3月では24日収集し、月12回は2地区2種類の収集を行ってございます。収集を行わない日は2日のみで、収集を行う日または収集ごみが1地区1種類の日には収集した資源ごみの排出準備及び湧別町までの搬出等を行っており、休業日は日曜日と祝日のみになっているのが現状でございます。ごみの収集量につきましては、燃やすごみ以外は減少しておりますが、収集回数を減らし、他の収集に振り替える状況にはなっていないのが現状でございます。

これまでも夏場の燃やすごみの収集を全地区週2回との要望があり、遠軽クリーンセンターの稼働後に燃やさないごみの収集を月1回とし、燃やすごみの収集を全地区週2回できないか協議した経過がございますけれども、現在の人員、車両台数では対応できないとのことであり、資源ごみの収集については現体制では対応できないことをご理解いただきたいというふうに思っております。資源ごみにつきましては、当然出すときには水洗い等きれいにしてお出しいただくのが基本でございます。夏場の悪臭も防げるごみでございますので、これまで同様家庭の中で保管をお願いしたいということをお伝えし、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正剛君） 9番。

○9番（三田真美君） 今の答弁であったように、既に今回の広報には令和2年度のごみ収集カレンダーが出ているところで、これを変更するということはできないのだろうなというのは理解しています。そういう意味でも、令和2年度のごみの状況を見ながら、委託業者に実情を聞きながら、今後令和3年度へ向けて何かしらもっと改善するところがあれば検討していくということは考えてはいらっしゃるのでしょうか。

○議長（吉野正剛君） 町民課長。

○町民課長（中村直樹君） ごみの収集体制、状況については常時業者さんのほうと打合せとかしております、この件に関してつい先日確認したのですが、人員的にはかなり難しい。業者さんも人員が確保できない状況もあるということで伺っております。ごみの量ですとかそういうのは毎年変わりますので、状況をその都度見ながら業者さんとも協議をしておりますけれども、極端に減らない限りは難しいのではないかなというふうには考えております。

○議長（吉野正剛君） 9番。

○9番（三田真美君） その点については、委託している先の人数があつて、やれることとやれないことというのは理解できますが、いろんな声を聞きながら、今後ともごみの収集については衛生的にやっていただきたいなと思います。

次に2点目、公共施設のエアコン設置であります。令和2年度、先ほど町長の基本方針の中にも福祉施設へのエアコンの設置工事もやりたいということで、今回令和2年度の当初予算の中に児童館プレイルーム、佐呂間保育所、特別養護老人ホームのロビーというのですか、あと佐呂間小学校のパソコン室などにエアコンを設置する事業が計上されています。佐

呂間町でも昨年度最高気温が39.5度を記録するなど、地球温暖化を考えると公共施設にもエアコンの設置が少しずつ必要になってくると思います。公共施設利用者の公平性を考えるとほかにもエアコンが必要な場所があるのではないかと思います。令和2年度はこれらの施設にしか設置しないのでしょうか。また、今後、一遍にやることはなかなか難しいところもあると思います。福祉施設はほかにもありますので、令和2年度、令和3年度と計画的にエアコン設置の考えがあるのか伺います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） お答えをさせていただきます。

エアコンにつきましては、これまでは役場の電算室や図書館、Starのトレーニングルームなど限られた施設のみでの設置でありましたが、近年の温暖化に伴う熱中症対策等、利用環境の改善が必要と判断させていただき、今年多くの施設を整備することになりました。これまで町民センターや各保育所に設置済みでございますけれども、令和2年度におきましては児童館、佐呂間保育所の未設置の部屋、特別養護老人ホーム、佐呂間小学校のパソコン室に設置を予定しております。近年の夏場の暑さに伴う熱中症対策として、また機器に及ぼす影響など必要と判断し、設置するものでございます。エアコンの設置基準につきましては設けておりませんが、常時利用や長時間利用など利用者の健康に配慮が必要としたものでございまして、施設ごとに判断し、設置をしております。

利用者の公平性を考え、今後も計画的なエアコン設置の考えをとのことでございますけれども、今現在新たな施設は予定していないのが現状でございます。本町でエアコンが設置されていない施設につきましては、役場庁舎、佐呂間及び若佐コミュニティセンター、浜佐呂間活性化センター、各学校の教室、一部浴室等には設置済みでございますけれども、老人福祉センター全体、体育館等、まだまだ整備されていない施設なり部屋がございますが、設置には電気設備の改修など多額の費用を伴う施設もございまして、これらの施設につきましても利用状況や室内環境、利用者や地域の要望、改善等費用によりその都度検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上であります。

○議長（吉野正剛君） 9番。

○9番（三田真美君） 今言われたように、老人福祉センターほか若佐コミセン、浜佐呂間活性化センターなど、まだこれからというところもあるということで、今後考えていきたいということでした。1点だけ聞きたいのですけれども、今回予算に出ております佐呂間町漁村環境改善総合センターの改修であります。工事内容としては給水、給油、暖房設備、玄関改修などですけれども、総額715万8,000円の事業です。せっかく暖房設備や給油などの設備をするのであれば、大集会室にエアコンをつけるというのは大変な話で、あそこもある意味何年もたっているということもあって、なかなか全部をやったりいろんなことは難しいと思いますが、小さい和室に地域の公民館性というか、集会室がないということであればそういうような和室等に集まるということを多少考えますと、どれぐらいの利

用者数があるか分からないのですが、せつかく工事をやるのであればここにエアコンをつけるという発想ももしかしたらあるのかなというふうに思ったのですが、どのようにその点については考えているでしょうか。

○議長（吉野正剛君） 町民課長。

○町民課長（中村直樹君） 富武士の漁村センターなのですけれども、これにつきましては昨年7月に佐呂間漁業協同組合のほうに無償譲渡しておりまして、今回の改修については漁組のほうから給水、暖房その他玄関等工事の要請がありまして、補助金にて新年度予算で計上しているものでございます。これにつきましては、今後冷房云々というのが出てくる可能性もありますけれども、そのときにまた協議をいたしまして、補助するのが妥当かどうかというのは考えていきたいなというふうに考えております。

○議長（吉野正剛君） 9番。

○9番（三田真美君） 了解いたしました。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（吉野正剛君） これで三田議員の一般質問を終わります。

少し早いのですが、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時00分

○議長（吉野正剛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を続けます。

8番。

○8番（但木早苗君） それでは、一般質問に入りたいと思います。

1点目ですが、子育て支援のさらなる充実を求めてということで質問したいと思います。昨年10月から幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、これまでまちが独自に実施してきた保育料の軽減措置に充てていた財源を活用し、さらなる子育て支援ができないものかということをお尋ねしたいと思います。前年度の保育料の予算と新年度の保育に関する予算を見ますと、へき地、常設合わせて400万円ほどの財源が、余剰金というのでしょうか、そういうふうに出てくるかと思えます。この財源を利用しまして、子育て支援の充実はまだまだあるかと思えますけれども、今般のコロナウイルスのことを考えますとインフルエンザの予防対策に対してこの経費を充てていく、これも1つの大きな子育て支援になるのではないかなというふうに思えます。今まちは非課税世帯、生保の子供たちに対してインフルエンザの予防接種は無料となっておりますが、ここの制限をなくして助成拡大をしていく、こういう考えはできないものかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） お答えをさせていただきます。

幼児教育・保育の無償化につきましては、我が国における急速な少子化の進行並びに乳児期の保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策の推進の一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年10月1日に施行となり、本町においても3歳から5歳の子供及びゼロ歳から2歳までの町民税非課税世帯の子供であって保育の必要性がある子供を対象にして国に準じた無償化を実施しているところでございます。このことにより、佐呂間町子育て支援保育料の補助要綱によりまして平成28年から実施しておりました保育料の2分の1の補助につきましては、この対象者の多くが無償化になったものでございます。

しかし、保育料負担金、へき地の使用料収入は無償化になったことで減収となりましたが、減収分に対しましての国からの補?は令和2年度から地方交付税として一般財源化され、無償化分の特定財源収入は見込めず、さらに無償化の4分の1の額は市町村の負担となっております。無償化に係る佐呂間町の財源余剰を明確に算定できない状況になっていることもご理解をいただきたいと思ひます。さらに、本町の財政状況は、その大部分を依存財源に頼っている状況であり、緊縮予算運営を強いられている状況にもあります。管内に先駆けて高校卒業時までの医療費の無料化も断行し、現在も継続させていただいております。このため、無償化により浮いた財源を活用して別の子育て支援を充実することは不可能なことでありますが、少子化が進行している中で、子ども・子育て支援対策は重要な考えであると私自身も認識してございます。

このため、町政執行方針でも述べさせていただきましたが、今年4月から放課後児童クラブを1年間通じて午後6時まで開設することにしましたし、保護者の方々が余裕を持ってお迎えできる体制をつくり、さらに児童館内プレイルームのエアコン設置、さらに児童公園の遊具更新など子育て世代の保護者の意見を取り入れた子ども・子育て支援事業を進めてまいりますが、これらは全て一般財源で予算化するものでございます。したがって、インフルエンザ予防接種費用につきましては今後も現行どおりの助成の体制で進めたいというふうに考えてございますので、ぜひご理解を賜りたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） 幼児教育・保育の無償化に伴い厚労省から通達が来ているかと思ひますが、それをちょっと読んでみたいと思ひます。今般の無償化が、こうした自治体独自の取組と相まって子育て支援の充実につながるようにすることが求められる。このため、今般の無償化により自治体独自の取組の財源を地域における子育て支援のさらなる充実や次世代へのつけ回し軽減等に活用することが重要である。この通達が来ていることは間違いないですね。

○議長（吉野正剛君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（武田温友君） 来ております。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番(但木早苗君) それでは、先ほど町長が答弁した新年度の子育て支援に関する取組は、このことを踏まえてのさらなる子育て支援策というふうに捉えればいいということなのででしょうか。

○議長(吉野正剛君) 町長。

○町長(川根章夫君) 先ほども言いましたように、インフルエンザの助成ということでなくて、子育て世代全体を含めての考えで児童館なり保育所、さらには児童公園の遊具等の更新をこれから整備をしていくということで、400万の金額の分は、私ども出していなかったのですけれども、これらの金額はこちらのほうに充当していくということでご理解をお願いします。

○議長(吉野正剛君) 8番。

○8番(但木早苗君) それでは、今後こうした子育て支援を充実していくという考えがあるというふうに受け止めることができるのかなと思います。新年度に関しては児童館の遊園地の滑り台や保育所のエアコン、そういうことに充てていく、その事業が終わりましたときにはまたさらなる子育て支援策を順次考えていく、そういうことがあるというふうなことでよろしいでしょうか。

○議長(吉野正剛君) 町長。

○町長(川根章夫君) 押しなべて今年これをやったからその財源が来年は移行するというでなくて、先ほど言いましたように、これらの分を含めたら相当の維持経費もかかりますし、児童館も6時までの延長ということになればそれなりの経費がかかるわけでありまして。さきにも申し上げましたように、管内に先駆けて高校卒業時までの医療費の無料化を現在も継続してございます。インフルエンザの分は高い金額等々になるかと思えますけれども、子供の成長の過程という中でその分の負担はぜひ保護者の方々にしていただく、こんなことで考えていることもご理解を願いたいと思います。

以上であります。

○議長(吉野正剛君) 8番。

○8番(但木早苗君) 私は先ほど今年の事業が終わったら順次その後も子育て支援を考えていくのですかとお聞きしたのですけれども、そのところの答弁というのはどういうふうになっておりますか。これで終わったらその次はないよということになってくるのでしょうか。

○議長(吉野正剛君) 副町長。

○副町長(斉藤裕美君) 子育て支援にという部分は、例えば1つのことをとるのであれば、児童館の時間を6時まで開設するということと、実は元年度、3月いっぱいまでは、今いる構成員は3人なのですけれども、ここの人件費が、勤務時間が短いものですから、それに合わせて8割の人件費、一般職と比べるとそういうふうになっていると。それが6時まで延長することによって10割になるということで、ここで既に400万円という額だとすれば超えていると。さらに、遊具も2年度の中で即終わる問題ではなくて、全町にある児童遊

園地、基本的な遊園地も何カ所かありますけれども、それプラスその他の児童遊園地を含めると相当の数の遊具がありまして、法改正といいますか、基準が改正になって、危険な遊具は廃止すべきだと。ただ、廃止ということだけでなく児童公園は整備をしていかなければいけないので、駄目な遊具があればそれを変えていくということも含めて相当の年数、継続事業費として必要になってくるだろうということになりますので、即ほかの事業に充てれるかどうか、これは先へいつの検討になると思いますけれども、そういったことを含めて継続をしていくと。時代が進んでいく中ではまたさらにほかの子ども・子育て支援に対する政策が必要になってくる可能性もありますし、そういったことも含めて今後とも進めていかなければいけないかなということは考えております。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） 時代に合わせた子育て支援策が必要になってくるかと思います。子供の医療費に関しては、管内でも早く高校卒業まで取り組んだ佐呂間町です。今度はどんな子育て支援策があるか。確かに給食費の値上げの20円分は支援しておりますけれども、本当にそれでいいのか。私が今回提案しましたインフルエンザの予防接種、本当に生保や非課税世帯の子供だけでいいのかなどなど様々な支援策があるかと思われま。子育て支援策に対しては適宜考えていただき、今年度の子育て支援策に関しては理解をしましたので、順次子育て支援を充実していただければなというふうに思います。

それでは、2番目の質問に入りたいと思います。町政執行方針を受けてということでありま。こういう質問をするのは初めてなので、町長に失礼にならないように聞くにはどうしたらいいかなというふうに随分考えました。そういう思いで新年度の執行方針を読みました。執行方針の中で川根町長は、3期12年間の総括するような記述、こういうふうに私は感じる事ができました。9月11日をもって任期満了となる町長の今後の動向についてお伺いしたいと思います。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 今回の町政執行方針、12年間の総括を記述させていただきました。私自体の出入進退の部分でございますので、但木議員にしっかり伝わるかどうか含めて答弁させていただきます。

これまで私が選挙に臨むに当たりまして選挙公約として掲げた分を、この執行方針の中には実現した分を述べさせていただきました。総合計画等々でなくて、自分の選挙公約の中で出来上がったものを含めて述べさせていただいたものでございます。期別ごとに町民の皆さんから直接この間の町政に対する様々な思いや貴重なご意見を拝聴するとともに、今まで推進させていただいた町民や地域が持っている力を生かした事項を集約し、大きな柱を数点、具体的な方策を数十点の項目に整理し、この実現に向け一つ一つ丹念に向き合い、持続可能なまちを目標にし、町政運営と地域づくりに努めたものでありまして、この部分については期別ごとに、それぞれ計画、実績を含めて町長の所信表明に記載をさせていただいたところでございますけれども、議会はもとより町民の方々にも報告し、示したものでござ

いまして、今回3期12年を1つの区切りとして町政執行方針に記述したものでありまして、全く自分の出处進退は別にして、意図がないことをご了解願いたいというふうに思っております。

この記述をしたことから、次期の動向等について但木議員から質問がございました。私もこの3期12年の間で初めての質問であります。3期を終えて4期に臨むに当たり、自身もすごく重みを感じているのは事実でございます。肌でも感じております。3期12年の実績をかざして臨むということではなくて、全ての町民の方々の生活や願いがかかっている、このための理想を追い続ける施策が求められているというようなことから、今はその充実のための充電期間ということをお伝えさせていただきたいというふうに思っております。このような状況でありますけれども、これまでの改選期には、議員なり町民の方々にまずは年度当初予算を提案し、成立した後に判断することとしてございます。自らの出处進退をしっかりと決めて、このことをこれまでの間長く支えていただいた後援会に一任し、協議をしていただく運びとなっております。今期もこのようにしたいと考えていることをお伝えさせていただき、ご了解を賜りたいと思っております。

以上であります。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） 確かに今、新年度予算を提案したばかりのときにはなかなかお答えいただけないのかなというふうに思っておりますけれども、町長の後援会の皆さんとの中でということでありましたけれども、時期的なことをお聞きするのは駄目でしょうか。いつ頃町民の皆さんに対して自分の意思を表明するのか。今まちの雰囲気というのは、町長選があるのかなのか、関心がどれだけあるかというのがなかなか伝わってこないのですけれども、早い段階で町長の意思がどうなのかというのを表明すると町民の皆さんもそこに関心を寄せていくのかなというふうに思いますが、いつ頃とお考えでしょうか。

○議長（吉野正剛君） 町長。

○町長（川根章夫君） 時期につきましては、最初の答弁のときにお話しすればよかったのですけれども、3期目に臨むに当たりまして後援会の皆さんにお伝えしたのは3月の末、4月の頭ということで理解をしております。今、新型コロナウイルスの部分で、後援会の方々も人数的には相当いるのですけれども、この人方を一気に集める時期がずれていく可能性もございますけれども、なるべく早く自分の意思関係を決定したいというふうに考えております。時期については、そう遅くない時期ということでご了解願いたいと思っております。

○議長（吉野正剛君） 8番。

○8番（但木早苗君） 分かりました。それであっても、新しい予算を今提案されました。町長の進退が遅くない時期に表明されたとしても、残りの任期町長は住民福祉の向上、安全・安心のためのまちづくりに全力を注いでいただけるものと信じております。

これをもって私の質問を終わります。

○議長（吉野正剛君） これで但木議員の一般質問を終わります。

以上で通告のあった質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

◎日程第7 承認第1号

○議長（吉野正剛君） 日程第7、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐呂間町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（玉井伸一君） 議案は、最初の議案書の一番最後になります。最初の議案のほうの最後の議案になります。

それでは、承認第1号をご説明いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

（朗読部分記載省略）

この補正予算につきましては、本年度本町に寄せられましたふるさと応援寄附金が大幅に増え、昨年実績の約3倍の寄附額が見込まれるところでございますが、寄附金の増額に伴いこれに係る毎月支払いの手数料、委託料の経費に不足が生じ、本定例会の開会を待ってでは支払いが間に合わなかったことから、2月5日付専決処分により予算を補正させていただいたものであります。

次のページの第1表、歳入歳出予算補正及び事項別明細書総括につきましては説明を省略させていただき、歳出の6ページからご説明いたします。歳出、2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費、補正額ゼロ円、財源変更です。

8目地方振興費、補正額4,550万7,000円、ふるさと納税に要する経費4,550万7,000円、公金クレジット決済手数料437万円、これについてはふるさとチョイスほかポータルサイトを通じたクレジット決済等による寄附の取扱手数料の増額であります。ふるさと納税業務代行委託料4,113万7,000円、ふるさと応援寄附金に対する返礼に係る代行業務と返礼品の品代、配送料、受領書、礼状の発送に係る経費の増額であります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額ゼロ円、財源変更です。

3目老人福祉費、補正額ゼロ円、財源変更です。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額ゼロ円、財源変更です。

5目常設保育所費、補正額ゼロ円、財源変更です。

6款商工費、1項商工費、1目商工費、補正額ゼロ円、財源変更です。

2目観光費、補正額ゼロ円、財源変更です。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額ゼロ円、財源変更です。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額ゼロ円、財源変更です。

3目図書館費、補正額ゼロ円、財源変更です。

5項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額ゼロ円、財源変更です。

4目武道館・温水プール費、補正額ゼロ円、財源変更です。本歳出予算における12件の財源変更については、ふるさと応援寄附金において寄附者の希望する使い道に充当させるため、一般財源から振り替えるものであります。

12款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額50万7,000円の減。

戻りまして、歳入の4ページからご説明いたします。歳入、17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金、補正額8,500万円、ふるさと応援事業寄附金でありまして、この専決処分を行った基準となります1月末現在のふるさと納税による寄附は、件数が1万3,147件、金額が1億5,087万1,368円となっております。最終的な寄附見込額を1億5,700万円と見込み、当初計上額7,200万円を上回る8,500万円を増額するものであります。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額4,000万円の減、財政調整基金繰入金でありまして、ふるさと応援寄附金の増額により財政調整基金からの繰入れを減額するものであります。なお、本ふるさと納税に係る補正予算については、予算関係資料55で資料を提出しております。

以上であります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度佐呂間町一般会計補正予算（第4号））は、承認することに決定いたしました。

◎日程第8 議案第22号

○議長（吉野正剛君） 日程第8、議案第22号 令和元年度佐呂間町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（玉井伸一君） 議案書のその2のほうになります。

議案第 22 号をご説明いたします。

議案第 22 号 令和元年度佐呂間町一般会計補正予算（第 5 号）。

（朗読部分記載省略）

次のページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては説明を省略させていただき、第 2 表、地方債補正からご説明いたします。3 枚めくっていただきたいと思います。第 2 表、地方債補正。起債の目的、限度額の順に説明し、起債の方法、利率、償還の方法は、説明を省略させていただきます。ミニホイールローダー購入事業、補正前 410 万円、補正後 320 万円、過疎債。老人アパート及び職員寮解体事業、補正前 870 万円、補正後 850 万円、過疎債。サンガーデンさろまデイサービス車両購入事業、補正前 1,110 万円、補正後 940 万円、過疎債。遠軽地区地域医療対策連携事業、補正前 860 万円、補正後 350 万円、過疎債。リサイクル施設建設事業、補正前 2,820 万円、補正後 2,750 万円、過疎債。道営畑地帯総合整備事業（営農用水）、補正前 6,120 万円、補正後 5,800 万円、過疎債。漁港修築事業（水産物供給基盤機能保全事業）、補正前 730 万円、補正後 280 万円、過疎債。キムアネップ休憩所改修事業、補正前 400 万円、補正後 360 万円、過疎債。若里基線道路整備事業、補正前 2,800 万円、補正後 920 万円、辺地債。佐呂間 30 号道路整備事業、補正前 2,600 万円、補正後 2,530 万円、過疎債。長寿命化修繕事業、補正前 1,830 万円、補正後 1,390 万円、過疎債。消防車両購入事業、補正前 1,210 万円、補正後 690 万円、過疎債及び緊急防災減災事業債。防災行政無線整備事業、補正前 860 万円、補正後 300 万円、緊急防災減災事業債。浜佐呂間小学校改修事業、補正前 2,810 万円、補正後 2,500 万円、過疎債。配送車更新事業、補正前 900 万円、補正後 650 万円、過疎債です。

次のページの事項別明細書総括につきましては説明を省略させていただき、歳出の 20 ページから説明いたします。初めに、歳出の各節における減額は、年度末を迎える中での執行残の見込みによるものでありまして、減額予算に関しましては特に大きく減額となるもの以外は内容説明は省略させていただきます。歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 229 万円、給与費 788 万円、給料、嘱託 190 万円の減、職員手当等、嘱託 1,558 万円、これについては今年度末をもって廃止とする嘱託職員 15 名に支給する退職手当の計上でございます。共済組合負担金等、特別職 180 万円の減、一般職 400 万円の減、これについては共済組合の負担率改定により特別職、一般職に係る共済組合負担金等を減額するものです。職員研修に要する経費 38 万 2,000 円の減、普通旅費です。電算システム運用に要する経費 19 万 9,000 円、社会保障・税番号制度通知カード・個人番号カード委任事務交付金です。公用車維持管理に要する経費 241 万 3,000 円の減、燃料費 73 万 5,000 円の減、次のページです。車両購入費 167 万 8,000 円の減、その他一般行政に要する経費 299 万 4,000 円の減、消耗品費でありまして、簡易水道特別会計における本年度実施の藤見橋水道管移設工事の補償金に係る附帯事務費を本科目の予算で購入すべき消耗品の支出に充てたため、相当分の減額と執行見込みによる不用額

を合わせて減額するものであります。

5目財産管理費、補正額ゼロ円、財源変更です。

6目基金管理費、補正額97万8,000円、基金積立金97万8,000円、財政調整基金利子積立金3,000円の減、各公共施設整備基金利子積立金6,000円の減、ふるさとまちづくり振興基金利子積立金1,000円の減、ふれあい交通網整備事業基金利子積立金2万1,000円の減、中小企業振興資金等基金利子積立金1,000円、ふるさとまちづくり振興基金積立金100万円、ふるさと応援事業基金利子積立金8,000円。失礼しました。ふるさとまちづくり振興基金積立金であります。これについては1件の寄附採納によるもので、寄附者の意向によりふるさとまちづくり振興基金に積み立てるものであります。

8目地方振興費、補正額92万6,000円の減、佐呂間町サポーターズ倶楽部に要する経費96万4,000円の減、普通旅費27万2,000円の減、消耗品費44万8,000円の減、通信運搬費24万4,000円の減、テレビ中継局に要する経費3万8,000円、修繕料です。

9目報償費、補正額24万円の減、町功労者表彰に要する経費24万円の減、記念品等です。

13目自治振興費、補正額11万円、自治会に要する経費11万円、若里活性化センター管理委託料です。

14目総合計画策定費、補正額107万3,000円の減、総合計画策定に要する経費107万3,000円の減、総合計画策定審議会委員報酬44万5,000円の減、費用弁償49万9,000円の減、普通旅費12万9,000円の減。

2項徴税費、2目賦課徴収費、補正額4,000円、賦課徴収事務に要する経費4,000円、手数料です。

4項選挙費、2目北海道知事北海道議会議員選挙費、補正額ゼロ円、財源変更です。

3目参議院議員選挙費、補正額ゼロ円、財源変更です。

5項統計調査費、1目統計調査費、補正額43万4,000円の減、統計調査に要する経費43万4,000円の減、統計調査員報酬です。

7項車両管理費、1目車両管理費、補正額ゼロ円、財源変更です。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額779万3,000円の減、障害者総合支援に要する経費779万3,000円の減、備品購入費20万5,000円、遠軽地区地域活動支援センター負担金27万8,000円、遠軽地区障害支援区分認定審査会負担金27万6,000円の減、障害者総合支援費800万円の減、これについては障がい者支援サービスにおける介護給付費等の利用実績の見込み減による減額であります。

3目老人福祉費、補正額280万9,000円の減、高齢者対策事業に要する経費106万5,000円の減、高齢者緊急通報事業委託料31万円の減、外出支援サービス委託料55万円、これについては社会福祉協議会に委託しております外出支援サービス事業におい

て送迎車両に係る燃料や維持等の経費の増加により増額するものであります。ふれあいタクシー業務委託料14万6,000円、介護サービス低所得者対策負担金23万1,000円の減、ホームヘルプサービス事業運営費補助金100万円の減、介護輸送運賃扶助費22万円の減、その他高齢者福祉に要する経費174万4,000円の減、サンガーデンさろまデイサービス車両購入事業費補助金です。

5目重度心身障害者特別対策費、補正額181万円の減、重度心身障害者医療費助成事業に要する経費181万円の減、医療扶助費です。

6目介護支援費、補正額27万4,000円の減、介護予防支援事業所に要する経費27万4,000円の減、介護予防サービス計画作成委託料です。

7目後期高齢者医療費、補正額1,070万5,000円の減、後期高齢者医療に要する経費1,070万5,000円の減、療養給付費負担金でありまして、後期高齢者医療広域連合に対する医療給付費負担金の決定により減額するものであります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額53万8,000円の減、へき地保育所の運営に要する経費53万8,000円の減、代替人夫賃等です。

3目児童措置費、補正額ゼロ円、財源変更です。

5目常設保育所費、補正額3万1,000円、佐呂間保育所の運営に要する経費3万1,000円、業務人夫賃23万4,000円の減、広域入所運営費負担金26万5,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額13万6,000円、クリニックさろまに要する経費24万4,000円、クリニックさろま運営費負担金でありまして、クリニックさろまを運営する医療法人恵尚会から示されました本年度収支見込みによる増額でありまして、本件につきましては補正予算関係資料56で資料を提出しております。その他保健衛生に要する経費10万8,000円の減、普通旅費です。

2目母子保健費、補正額18万9,000円の減、乳幼児等医療費助成事業に要する経費18万9,000円の減、審査支払手数料です。

4目結核予防費、補正額18万7,000円の減、結核予防に要する経費18万7,000円の減、結核検診委託料です。

5目予防費、補正額300万6,000円の減、予防接種に要する経費300万6,000円の減、予防接種委託料198万3,000円の減、次のページです。インフルエンザ予防接種負担金102万3,000円の減。

6目成人病対策費、補正額206万7,000円の減、成人病・がん検診に要する経費206万7,000円の減、成人病・がん検診委託料です。

2項環境衛生費、1目環境衛生費、補正額938万5,000円の減、一般廃棄物処理に要する経費225万3,000円の減、重機等借上料81万8,000円の減、遠軽地区広域組合負担金143万5,000円の減、ごみ処理リサイクル等に要する経費95万5,000円の減、遠軽地区広域組合負担金です。し尿処理に要する経費112万7,000円の減、遠軽地区広域組合負担金です。合併処理浄化槽設置推進事業に要する経費505万の減、

合併処理浄化槽設置推進事業費補助金でありまして、本年度の合併浄化槽設置が当初5人から10人槽7基分の予算に対し、本年度の申請実績が5人槽1基分と少なかったことにより減額を行うものです。

2目墓地火葬場管理費、補正額ゼロ円、財源変更です。

3目公園管理費、補正額55万1,000円の減、公園管理等に要する経費55万1,000円の減、修繕料です。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、補正額770万円の減、給与費770万円の減、給料、一般職480万円の減、職員手当等、一般職290万円の減、この給与費の減額は、農業委員会事務局の一般職が当初計画に対し減員となったことによる減額であります。

3目農業振興費、補正額ゼロ円、財源変更です。

4目土地改良費、補正額161万3,000円の減、道営土地改良事業に要する経費85万円の減、道営土地改良事業等負担金です。農業用排水路維持に要する経費76万3,000円の減、光熱水費17万3,000円の減、仁倉地区排水ポンプ設置撤去委託料59万円の減。

5目畜産業費、補正額132万7,000円、公共牧場に要する経費132万6,000円、修繕料21万円の減、牧野利用委託料232万3,000円、これについては町有牧野の入牧頭数の増による牧野使用料及び雌、雄判別助成の増額による計上です。牧野補修業務委託料27万円の減、重機等借上料51万7,000円の減、家畜防疫対策に要する経費1,000円、佐呂間町家畜伝染病対策支援事業補助金です。

6目産業後継者対策費、補正額120万円の減、産業後継者対策に要する経費120万円の減、新規就農予定者就農研修支援資金貸付金です。

7目地場産品開発研究センター管理費、補正額ゼロ円、財源変更です。

2項林業費、1目林業総務費、補正額107万2,000円の減、有害鳥獣駆除に要する経費85万2,000円の減、報償費等です。その他林務行政に要する経費22万円の減、林地台帳システム保守管理業務委託料です。

2目林業振興費、補正額22万9,000円、民有林対策に要する経費22万9,000円、民有林野そ駆除推進事業費補助金3万9,000円、民有林人工造林推進事業費補助金19万円。

3目町有林事業費、補正額1,384万3,000円の減、町有林整備事業に要する経費1,384万3,000円の減、手数料62万2,000円の減、林道・作業道草刈委託料38万6,000円の減、町有林管理業務委託料119万円の減、次のページです。重機等借上料96万円の減、保育事業306万4,000円の減、造林事業637万6,000円の減、苗木代124万5,000円の減、この工事請負費と原材料費の減額は、町有林保育事業における下刈り、間伐事業の事業量の減及び造林事業における新植事業の事業量の減による工事費並びに苗木代の減額であります。

3項水産業費、2目水産業振興費、補正額906万6,000円の減、漁港整備に要する経費906万6,000円の減、漁港修築事業地元負担金906万7,000円の減、これについては本年度の漁港修築事業に係る概算見込額の確定に伴い、まちと常呂漁業協同組合の地元負担金を減額するものです。漁港修築事業地元分担金過年度還付金1,000円。

6款商工費、1項商工費、1目商工費、補正額810万円の減、その他商工振興に要する経費810万円の減、住宅建設促進事業費補助金110万円の減、商工業活性化事業補助金700万円の減、この減額につきましては町内3事業所から本年度中に事業所等の改修計画の申出があり、さきの第3回町議会定例会において526万円を増額計上させていただいたところではありますが、その後においてうち2事業所が本年度の事業申請を見送ったため執行残額として減額させていただくものであります。

次のページです。2目観光費、補正額71万3,000円、観光客の誘致宣伝等に要する経費26万6,000円の減、普通旅費です。観光施設の管理運営に要する経費97万9,000円、修繕料でありまして、悠林館厨房の換気ダクト内のファンが天井からのすが漏りが原因で故障となり、早急な対応が必要なことから、原因となる天井の修理と換気ファンの取替えを行うものであります。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋梁維持費、補正額3,384万7,000円の減、町道維持補修及び除雪に要する経費3,384万7,000円の減、燃料費212万3,000円の減、重機運転等業務委託料507万7,000円の減、町道等除雪業務委託料742万3,000円の減、ただいまの需用費、燃料費と次の重機運転業務委託料、道路等除雪業務委託料の2件の委託料の減額については、12月、1月の降雪が少なく、除雪の出動回数が少なかったことにより、本年度計上の除雪経費を減額するものであります。橋梁点検委託料1,204万6,000円の減、舗装路面性状調査業務委託料517万8,000円の減、この2件の委託料については、国の社会資本総合整備事業における交付金の配分調整による執行业量の減少及び入札執行減により減額を行うものです。重機等借上料200万円、これについては排雪用のダンプトラックの借上料でありまして、本年度の除雪の出動数は少なかったものの、1月末の湿った大雪とその後の降雪により町内の雪押し場を含め排雪作業が集中し、多くの車両を要することとなったため、今後の見込みも含め増額を行うものです。長寿命化修繕事業工事400万円の減、この減額につきましても国の社会資本総合整備事業における交付金の配分調整による執行业量の減少と入札執行残によるものであります。

3目道路新設改良費、補正額4,761万6,000円の減、若里基線道路整備事業に要する経費4,699万6,000円の減、若里基線道路改良舗装工事でありまして、この減額につきましても国の社会資本総合整備事業における交付金の配分調整による執行业量の減少と入札執行残によるものであります。佐呂間30号道路整備事業に要する経費62万円の減、佐呂間30号道路改良舗装工事です。

3項河川費、1目河川維持費、補正額24万4,000円の減、河川維持補修に要する経

費24万4,000円の減、樋門管理委託料です。

4項住宅費、1目住宅管理費、補正額579万4,000円の減、公営住宅維持管理に要する経費579万4,000円の減、修繕料58万6,000円、これについては本年度公営住宅の補修等の増加により修繕料を増額するものであります。西富団地外壁等改修工事638万円の減、この減額につきましても国の社会資本総合整備事業における交付金の配分調整による執行业務量の減、また入札執行残によるものであります。

8款消防費、1項消防費、1目消防費、補正額1,347万8,000円の減、次のページです。遠軽地区広域組合に要する経費1,347万8,000円の減、遠軽地区広域組合負担金でありまして、消防に係る遠軽地区広域組合負担金の確定見込みによる減額であります。

2目災害対策費、補正額561万円の減、災害対策に要する経費561万円の減、防災行政無線整備事業委託料でありまして、本年度実施いたしました防災行政無線整備事業の実施設計に係る委託料の執行残によるものであります。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額245万4,000円の減、給与費247万円の減、給料、一般職です。教育委員会事務局に要する経費1万6,000円、学校運営協議会委員報酬です。

3目教育財産管理費、補正額45万3,000円の減、教職員住宅の維持管理に要する経費1万5,000円、修繕料30万円、これについては教職員の人事異動による住宅修繕費の増額が見込まれるため計上するものです。教員住宅外壁・屋根塗装工事28万5,000円の減、小中学校の維持管理に要する経費46万8,000円の減、設備等保守点検委託料です。

4目教育振興費、補正額183万5,000円の減、児童生徒振興に要する経費159万3,000円の減、佐呂間町学校体育文化活動費補助金です。姉妹校交流に要する経費24万2,000円の減、姉妹校派遣事業費補助金です。

2項小学校費、1目学校管理費、補正額794万2,000円の減、小学校の管理に要する経費794万2,000円の減、施設維持補修業務委託料17万7,000円の減、浜佐呂間小学校改修工事311万5,000円の減、この減額については本年度実施した浜佐呂間小学校校舎の外壁及び窓サッシ防水等改修工事の執行残によるものであります。佐呂間小学校校舎地下タンク給油管改修工事53万2,000円の減、パーソナルコンピュータ等購入費411万8,000円の減、この減額については若佐小学校、浜佐呂間小学校のICT教育環境整備のため実施したパーソナルコンピュータ更新の執行残によるものであります。

2目教育振興費、補正額184万4,000円の減、教育振興に要する経費184万4,000円の減、学校支援員賃金164万4,000円の減、要保護・準要保護児童生徒援助費20万円の減。

3項中学校費、1目学校管理費、補正額11万円の減、中学校の管理に要する経費11万

円の減、施設維持補修業務委託料です。

2目教育振興費、補正額25万円の減、教育振興に要する経費25万円の減、要保護・準要保護児童生徒援助費です。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額279万1,000円の減、社会教育事業に要する経費128万8,000円の減、謝礼金等47万8,000円の減、各種公演委託料81万円の減、その他社会教育事業推進に要する経費150万3,000円の減、車借上料50万3,000円の減、佐呂間町芸術文化事業費補助金100万円の減。

3目図書館費、補正額1万3,000円、図書館事業に要する経費1万3,000円、燃料費です。

5項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額60万円の減、その他スポーツ振興に要する経費60万円の減、ブルームボールリンク造成費補助金です。

3目スキー場管理費、補正額ゼロ円、財源変更です。

6項学校給食費、1目学校給食費、補正額365万2,000円の減、学校給食センター運営に要する経費365万2,000円の減、光熱水費105万2,000円の減、次のページです。車両購入費260万円の減、この減額については本年度更新した給食センター配送車両の執行残によるものであります。

11款諸支出金、1項特別会計繰出金、1目佐呂間町簡易水道特別会計繰出金、補正額2,086万1,000円の減、佐呂間町簡易水道特別会計繰出金です。

2目佐呂間町国民健康保険特別会計繰出金、補正額69万9,000円の減、佐呂間町国民健康保険特別会計繰出金です。

3目佐呂間町公共下水道特別会計繰出金、補正額882万2,000円の減、佐呂間町公共下水道特別会計繰出金です。

4目佐呂間町介護保険特別会計繰出金、補正額578万3,000円の減、佐呂間町介護保険特別会計繰出金です。

5目佐呂間町介護サービス事業特別会計繰出金、補正額725万9,000円の減、佐呂間町介護サービス事業特別会計繰出金です。

6目佐呂間町後期高齢者医療特別会計繰出金、補正額317万円の減、佐呂間町後期高齢者医療特別会計繰出金です。

12款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額56万9,000円の減。

戻りまして、歳入の4ページからご説明をいたします。歳入、1款町税、1項町民税、1目個人、補正額5,077万6,000円、普通徴収3,213万5,000円、特別徴収1,558万6,000円、退職所得105万5,000円、滞納繰越分200万円。

2項固定資産税、1目固定資産税、補正額1,454万6,000円、現年度課税分1,372万1,000円、滞納繰越分82万5,000円。

3項軽自動車税、1目軽自動車税、補正額111万8,000円、現年度課税分です。

2目環境性能割、補正額31万8,000円の減、現年度課税分です。町税につきまして

は、年度末を迎え、各税目における本年度の徴収見込額に基づき補正するものでありますが、町民税個人に係る現年度課税分については、当初課税対象となる平成30年の所得を前年度から総体で6.7%の減として見ておりましたが、実際の課税状況では総体で0.4%の増となったことにより、大きく増額となったものであります。また、固定資産税の現年度課税分の増額についても、平成30年度中の異動による課税標準額の増額によるものでありまして、また当初予算では収納見込みを96%として計上しておりますことから、実際の課税状況により増額するものであります。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額1億2,247万円、普通交付税でありまして、普通交付税の予算留保分を全額計上するものであります。

12款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金、補正額654万6,000円の減、次のページです。土地改良事業等分担金201万2,000円の減、漁港修築事業費分担金453万4,000円の減、これについては歳出で説明した漁港修築事業の概算見込額の確定に伴う常呂漁業協同組合の負担額の減額であります。

13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、補正額34万4,000円、ふれあいバス使用料です。

3目衛生使用料、補正額13万6,000円の減、墓地使用料5万円の減、斎場使用料8万6,000円の減。

4目農林水産業使用料、補正額229万7,000円、牧野使用料231万4,000円、地場産品開発研究センター使用料1万7,000円の減。

6目土木使用料、補正額38万5,000円の減、公営住宅使用料です。

7目教育使用料、補正額110万6,000円の減、総合グラウンド使用料1万1,000円の減、グラウンド照明使用料1万5,000円の減、パークゴルフ場使用料4万7,000円の減、スキー場リフト使用料103万3,000円の減。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額688万2,000円の減、基礎年金等事務費負担金27万円の減、次のページです。障害者介護給付費等負担金749万円の減、これについては自立支援給付費及び障がい児入所給付費の交付見込みによる減額であります。児童手当負担金20万8,000円の減、未熟児養育医療費負担金3万3,000円の減、保険基盤安定等負担金111万9,000円。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額19万9,000円、社会保障・税番号制度通知カード・個人番号カード委任事務費補助金です。

2目民生費国庫補助金、補正額70万6,000円の減、地域生活支援事業費補助金74万2,000円の減、年金生活者支援給付金事務取扱交付金3万6,000円。

3目衛生費国庫補助金、補正額14万5,000円、循環型社会形成推進交付金72万5,000円の減、母子保健衛生費補助金87万円。

4目農林水産業費国庫補助金、補正額13万1,000円の減、美しい森林づくり基盤整備交付金です。

5目土木費国庫補助金、補正額4,870万8,000円の減、社会資本整備総合交付金616万2,000円の減、これについては西富団地外壁等改修工事に係る分でありまして、国の配分調整により減額となるものです。社会資本整備総合交付金4,254万6,000円の減、これにつきましては若里基線道路整備事業に係る分が2,819万8,000円の減額、橋梁長寿命化修繕委託料に係る分が1,103万円の減額、舗装路面性状調査事業に係る分が331万8,000円の減額でありまして、いずれも国の配分調整により減額となるものであります。

6目教育費国庫補助金、補正額16万3,000円の減、要保護児童生徒援助費等補助金6万1,000の減、要保護児童生徒援助費等補助金10万2,000円の減。

3項委託金、1目総務費委託金、補正額37万1,000円の減、次のページです。参議院議員選挙委託金です。

2目民生費委託金、補正額1,000円の減、特別児童扶養手当事務委託金です。

15款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金、補正額842万7,000円の減、障害者自立支援医療費負担金22万円の減、障害者介護給付費等負担金761万6,000円の減、これについては国庫支出金と同様、自立支援給付費及び障がい児入所給付費の交付見込みによる減額です。児童手当負担金9万4,000円の減、未熟児養育医療費負担金5万5,000円の減、国民健康保険保険基盤安定等負担金183万円、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金219万9,000円の減、介護保険料軽減負担金7万3,000円の減。

2項道補助金、2目民生費補助金、補正額14万5,000円の減、地域生活支援事業費補助金4万5,000円の減、重度心身障害者医療給付事業費補助金10万円の減。

4目農林水産業費補助金、補正額414万4,000円の減、農業経営基盤強化資金利子補給費補助金4万4,000円の減、畜産経営維持緊急支援資金利子補給費補助金1,000円の減、農業経営高度化促進事業補助金56万円の減、農業競争力基盤強化特別対策事業補助金28万4,000円の減、森林環境保全整備事業費補助金350万8,000円の減、これについては主に町有林事業における新植事業の事業量の減による減額であります。次のページです。未来につなぐ森づくり推進事業費補助金17万9,000円、地域づくり総合交付金17万円、鳥獣被害防止総合対策事業補助金9万6,000円の減。

3項委託金、1目総務費委託金、補正額189万5,000円の減、個人道民税徴収取扱委託金36万円の減、北海道知事北海道議会議員選挙委託金110万1,000円の減、農林業センサス委託金43万4,000円の減。

3目農林水産業費委託金、補正額28万1,000円の減、道営土地改良事業補助監督業務委託金です。

16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、補正額52万円、土地貸付料64万6,000円、建物貸付料12万6,000円の減。

2目利子及び配当金、補正額2万2,000円の減、財政調整基金利子3,000円の減、各公共施設整備基金利子6,000円の減、ふるさとまちづくり振興基金利子1,000円

の減、ふれあい交通網整備事業基金利子2万1,000円の減、中小企業振興資金等基金利子1,000円、ふるさと応援事業基金利子8,000円。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、補正額769万9,000円、土地・建物売払収入209万6,000円、これについては本年度売却をいたしました富武士共和団地跡地、旧若佐駐在所用地及び富武士の旧ウロ処理場跡地の町有地3カ所の売払収入を計上するものです。立木売払収入560万3,000円、これについては本町が平成2年に契約した国有林大成2058林班、この分収育林5.17ヘクタール、出資金額500万円、これが伐期を迎えまして、本年度皆伐を行ったことにより、その分収金560万4,380円の計上するものであります。なお、分収金は、これまでに行いました4回の間伐による106万7,240円と合わせますと667万1,620円となりまして、出資金500万円を差し引いた30年間における分収収益は167万1,620円となっております。

2目物品売払収入、補正額1,000円の減、物品売払収入です。

3目生産品売払収入、補正額1,037万2,000円、素材売払収入でありまして、町有林素材生産事業において素材生産量及び素材価格ともに当初見込みを上回ったことにより増額するものであります。

17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金、補正額100万円、ふるさとまちづくり振興事業寄附金でありまして、川西在住の中道寛雄氏よりこのたび叙勲の受章に際し100万円の寄附があり、ふるさとまちづくり振興事業寄附金として採納したものであります。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額4億8,200万円の減、財政調整基金繰入金でありまして、町税の歳入予算額の増額、前年度繰越金、普通交付税の財源留保分の予算計上、さらには歳出不用額の減額などにより、当初から財源不足分として予算計上しております財政調整基金からの繰入金を減額するものであります。

5目農業振興基金繰入金、補正額288万4,000円、農業振興基金繰入金です。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1億4,674万4,000円、前年度繰越金でありまして、決算認定をいただきました前年度繰越金のうち予算未計上分を計上するものであります。

20款諸収入、3項受託事業収入、1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入、補正額11万9,000円、健康診査委託料です。

4項雑入、4目雑入、補正額370万2,000円、保健事業検診料16万2,000円、損害共済給付金276万9,000円、北海道市町村振興協会助成金80万7,000円、自動販売機電気使用料3万7,000円の減、漁港修築事業地元分担金過年度還付金1,000円。

21款町債、1項町債、1目総務費債、補正額110万円の減、ミニホイールローダー購入事業費債90万円の減、老人アパート及び職員寮解体事業費債20万円の減。

2目民生費債、補正額170万円の減、サンガーデンさろまデイサービス車両購入事業費債です。

3目衛生費債、補正額580万円の減、遠軽地区地域医療対策連携事業費債510万円の減、リサイクル施設建設事業費債70万円の減。

4目農林水産業費債、補正額770万円の減、道営畑地帯総合整備事業費債（営農用水）320万円の減、次のページです。漁港修築事業費債（水産物供給基盤機能保全事業）450万円の減。

5目商工費債、補正額40万円の減、キムアネップ休憩所改修事業費債です。

6目土木費債、補正額2,390万円の減、若里基線道路整備事業費債1,880万円の減、佐呂間30号道路整備事業費債70万円の減、長寿命化修繕事業費債440万円の減。

7目消防費債、補正額1,080万円の減、消防車両購入事業費債520万円の減、防災行政無線整備事業費債560万円の減。

8目教育費債、補正額560万円の減、浜佐呂間小学校改修事業費債310万円の減、配送車更新事業費債250万円の減。町債の減額につきましては、起債借入事業の完了に伴う起債額の確定によるものであります。

歳出の後ろにあります地方債の現在高の見込みに関する調書補正及び給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉野正剛君） これから質疑を行います。歳出、款ごとの区分で質疑を行います。

最初に、総務費、20ページから27ページ中段までの質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、民生費、26ページ中段から31ページまでの質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費、32ページから37ページ中段までの質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、農林水産業費、37ページ中段から43ページ中段までの質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、商工費、42ページ下段から45ページ上段までの質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、土木費、44ページ中段から47ページ下段までの質疑を行います。質疑ありませんか。

ん。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 質疑なしと認めます。

次に、消防費、46ページ下段から49ページ中段までの質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 質疑なしと認めます。

次に、教育費、48ページ中段から57ページ上段までの質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 質疑なしと認めます。

次に、諸支出金、56ページ上段から59ページ上段までの質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 質疑なしと認めます。

次に、予備費、58ページと59ページ中段の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 質疑なしと認めます。

次に、歳入、町税から道支出金までと財産収入から町債までの2つの区分に分けて質疑を行います。

最初に、町税、4ページから道支出金、13ページ中段までの質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野正剛君) 質疑なしと認めます。

次に、12ページ中段、財産収入から町債、19ページまでの質疑を行います。

3番。

○3番(船木 司君) 15ページの共和団地の売却について209万6,000円ですが、土地は全部売却したのでしょうか、どうなのでしょう。

○議長(吉野正剛君) 総務課長。

○総務課長(深尾 毅君) お答えをいたします。

共和団地の土地ということで、富武54の2ほか3筆ということで、面積につきましては1万5,684.99平米を売却した売却益ということになります。

○議長(吉野正剛君) 3番。

○3番(船木 司君) それはあそこの団地のところ全ての土地なのでしょう。

○議長(吉野正剛君) 総務課長。

○総務課長(深尾 毅君) 全てでございます。

○3番（船木 司君） 分かりました。

○議長（吉野正剛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 令和元年度佐呂間町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（吉野正剛君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉野正剛君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議長（吉野正剛君） 本日はこれで延会をいたします。

延会 午後 2時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議長

署名議員

署名議員